令和６年度第１回
小金井市緑地保全対策審議会
議案

令和６年度　第１回　小金井市緑地保全対策審議会

日　時：令和６年８月２９日（木）
午後２時００分
場　所：小金井市役所第二庁舎８階８０１会議室

次　　第

１　開　会

２　委員の変更について（資料１）

３　委嘱状交付

４　議事
⑴　令和６年度保全緑地の指定及び解除について（諮問）（資料２～４）
⑵　令和５年度みどりの基本計画実施計画について（資料５・６）
⑶　小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について（資料７）

５　報告事項
子どもの遊び場等整備事業の実施について（資料８）

６　その他

７　閉会

【配布資料】
資料１　小金井市緑地保全対策審議会委員名簿
資料２　令和６年度保全緑地の指定及び解除について
資料３　保全緑地の制度の概要について
資料４　保全緑地の指定の推移
資料５　令和５年度みどりの基本計画実施計画について
資料６　小金井市みどりの基本計画の目標値の実績
資料７　小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について
資料８　子どもの遊び場等整備事業の実施について

資料１

緑地保全対策審議会委員名簿

（任期：令和５年４月１日　～　令和７年３月３１日）

	氏　名	フリガナ	性別	備　考	摘　要
1	小木曽　裕	コギソ　ユタカ	男	平成３１年４月就任 日本大学理工学部まちづくり工学科教授 （３期目）	学識経験者
2	犀川　政稔	サイカワ　マサトシ	男	平成２６年８月就任 国立大学法人東京学芸大学名誉教授 （５期目）	学識経験者
3	松嶋　あおい	マツシマ　アオイ	女	令和５年８月就任（※２） 農業委員会会長職務代理 （１期目）	学識経験者
4	田中　貴浩	タナカ　タカヒロ	男	令和６年８月就任（※３） 東京都多摩環境事務所自然環境課長 （１期目）	学識経験者
5	笠原　謙次	カサハラ　ケンジ	男	令和３年４月就任 （２期目）	緑化団体等に属する者
6	小谷　俊哉	コタニ　トシヤ	男	令和５年４月就任 （１期目）	緑化団体等に属する者
7	尾路　紀恵	オロ　ミチエ	女	令和３年４月就任 （２期目）	公募選定者
8	亀山　久美子	カメヤマ　クミコ	女	令和５年４月就任 （１期目）	公募選定者
9	田村　恵子	タムラ　ケイコ	女	令和３年４月就任 （２期目）	公募選定者
10	平野　武	ヒラノ　タケシ	男	令和５年４月就任 （１期目）	公募選定者

※１　各選出区分ごと、５０音順（敬称省略）としている。
※２　松嶋あおい氏は、任期を令和５年８月からを始期とする。
※２　田中貴浩氏は、任期を令和６年８月からを始期とする。

諮問第１号

資料２

令和６年度保全緑地の指定及び解除について

１　令和６年度保全緑地の指定について

小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和５８年条例第１３号）第６条に基づき、指定の申請があった保全緑地について、次のように指定する。

（１）　環境緑地

内　　容	申　　請	指　　定	指　定　内　訳
件　　数	６件	５件	更新４件、新規１件
面　　積	６，２５８．１２㎡	５，７１８．５０㎡	更新５，０７３．４８㎡、新規６４５．０２㎡

（２）　公共緑地

該当なし

（３）　保存樹木

内　　容	申　　請	指　　定	指　定　内　訳
件　　数	３２件	３２件	更新２２件、新規１０件
本　　数	３６７本	３６６本	更新３４１本、新規２５本

（４）　保存生け垣

内　　容	申　　請	指　　定	指　定　内　訳
件　　数	２５件	２３件	更新２０件、新規３件
延　　長	９１９．０ｍ	８７９．７ｍ	更新８３０．１ｍ、新規４９．６ｍ

２　令和５年度保全緑地の解除について

小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和５８年条例第１３号）第１３条に基づき、解除の申出があった保全緑地について、次のように解除する。

（１）　環境緑地

解　　除　　内　　容		備　　考
件　　数	１件	１筆
面　　積	１６３．３５㎡	—

（２）　公共緑地

該当なし

（３）　保存樹木

解　　除　　内　　容		備　　考
件　　数	３件	—
本　　数	３本	—

（４）　保存生け垣

解　　除　　内　　容		備　　考
件　　数	１件	—
延　　長	２０ｍ	—

令和６年度保全緑地総括表

⑴　環境緑地

（単位：㎡）

年　度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	計
令和５年度指定面積	5,236.83	40,692.93	0.00	0.00	952.00		46,881.76
更新面積						5,073.48	5,073.48
解除面積	163.35	0.00	0.00	0.00	0.00		163.35
新規指定面積						645.02	645.02
令和６年度指定面積		**40,692.93**	**0.00**	**0.00**	**952.00**	**5,718.50**	**47,363.43**
（国分寺崖線の面積）		37,956.16	0.00	0.00	0.00	2,500.65	40,456.81

令和６年度更新対象	
令和元年度指定面積	5,236.83
解除面積	163.35
未申請面積	0.00
更新申請面積	5,073.48
指定面積	5,073.48

⑵　公共緑地
該当なし

⑶　保存樹木

（単位：本）

年　度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	計
令和５年度指定本数	344	30	6	70	324		774
更新本数						341	341
解除本数	1	0	2	0	0		3
新規指定本数						25	25
令和６年度指定本数		**30**	**4**	**70**	**324**	**366**	**794**

令和６年度更新対象	
令和元年度指定本数	344
解除本数	1
未申請本数	2
更新申請本数	341
指定本数	341

⑷　保存生け垣

（単位：ｍ）

年　度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	計
令和５年度指定延長	965.00	352.20	174.00	927.70	1,905.30		4,324.20
更新延長						830.10	830.10
解除延長	0.00	0.00	0.00	20.00	0.00		20.00
新規指定延長						49.60	49.60
令和６年度指定延長		**352.20**	**174.00**	**907.70**	**1,905.30**	**879.70**	**4,218.90**

令和６年度更新対象	
令和元年度指定延長	965.00
解除延長	0.00
未申請延長	127.00
更新申請延長	838.00
指定延長	830.10

※更新は5年に一度のため、更新及び新規数値は令和6年度のみとなっています。
令和6年度の更新対象数値は令和元年度の指定数値から解除数値を引いた数値になります。なお、指定数値全てが申請されているわけではないため一致しません。

4　令和6年度　保全緑地　指定等一覧

⑴　環境緑地
（小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則　第2条第1項の1）
環境保全緑地については、現状のまま保全されることが確約される樹木の集団（農地上にあるものを除く。）で、その集団の存する土地の面積がおおむね300平方メートル以上で面的なつながりのあること。

整理番号	指定番号	申請区分	所在地番（小金井市）	地目	現況	申請面積（m^2）	指定面積（m^2）	備考
1	1	更新	緑町五丁目2464番8	雑種地	竹林	198.00	198.00	
		更新	緑町五丁目2469番1	宅地	竹林	488.83	488.83	
		更新	緑町五丁目2471番イ	山林	竹林	314.00	314.00	
2	2	更新	前原町三丁目1581番	山林	雑木林	2,500.65	2,500.65	R6.2.7に2,664㎡のうち163.35㎡解除
3	3	更新	貫井南町二丁目338番1	山林	雑木林	886.00	886.00	
4	4	更新	貫井南町四丁目158番1	山林	竹林	686.00	686.00	
5	－	新規	緑町三丁目372番4	宅地	雑木林・宅地	231.40	0.00	面的なつながりがないため指定外
		新規	緑町三丁目372番8	宅地	雑木林	181.51	0.00	
6	5	新規	中町一丁目1375番9	山林	雑木林	26.00	26.00	
		新規	中町一丁目1375番10	山林	雑木林	6.55	6.55	
		新規	中町一丁目1375番24	宅地	雑木林	2.51	2.51	
		新規	中町一丁目1380番2	宅地	雑木林	278.80	278.80	
		新規	中町一丁目1380番7	宅地	雑木林・宅地	331.73	205.02	建物面積126.71㎡指定外
		新規	中町一丁目1380番8	宅地	雑木林	29.35	29.35	
		新規	中町一丁目1380番9	宅地	雑木林	8.79	8.79	
		新規	中町一丁目1380番19	宅地	雑木林	71.75	71.75	
		新規	中町一丁目1392番37	宅地	雑木林	9.75	9.75	
		新規	中町一丁目1392番40	宅地	雑木林	6.50	6.50	
合計						6,258.12	5,718.50	

⑵ 保存樹木（樹木別一覧）

（小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則 第2条第1項の2）保存樹木については、次のいずれかに該当すること。

ア 地上1.5メートルの高さにおける幹周が1.0メートル以上であること。

イ 高さが10メートル以上であること。

整理番号	整理番号2	指定番号	申請区分	所在地（小金井市）	指定本数（本）	指定樹木番号					樹 種	幹周り（cm）	樹高（m）	備考
1	1	1	更新	東町五丁目14番	1	24	-	A	-	937	ヤマザクラ	238	5	
2	1	2	更新	東町一丁目44番	1	24	-	A	-	36	ムクノキ	207	13	
3	1	3	更新	梶野町四丁目13番	1	24	-	B	-	14	クロマツ	155	12	
	2		更新		1	24	-	B	-	16	サワラ	151	12	
	3		更新		1	24	-	B	-	17	イチョウ	159	8	
	4		更新		1	24	-	B	-	18	イチョウ	162	8	
	5		更新		1	24	-	B	-	19	イチョウ	177	8	
	6		更新		1	24	-	B	-	29	アカマツ	190	10	
	7		更新		1	24	-	B	-	30	サワラ	187	12	
	8		更新		1	24	-	B	-	31	アカマツ	170	10	
	9		更新		1	24	-	B	-	32	クスノキ	185	8	
	10		更新		1	24	-	B	-	34	サワラ	155	12	
4	1	4	更新	関野町二丁目8番	1	24	-	C	-	47	イチョウ	256	15	
	2		更新		1	24	-	C	-	48	イチョウ	250	15	
5	1	5	更新	中町二丁目16番	1	24	-	E	-	49	ケヤキ	222	8	
6	1	6	更新	前原町三丁目15番	1	24	-	F	-	25	ケヤキ	179	7	
	2		更新		1	24	-	F	-	26	ケヤキ	188	7	
	3		更新		1	24	-	F	-	908	ソメイヨシノ	259	10	
	4		更新		1	24	-	F	-	909	サワラ	137	8	
7	1	7	更新	東町二丁目12番	1	24	-	A	-	8	イチョウ	212	10	
	2		更新		1	24	-	A	-	9	ケヤキ	208	8	
	3		更新		1	24	-	A	-	11	シラカシ	158	7	
	4		更新		1	24	-	A	-	34	スギ	132	11	
	5		更新		1	24	-	A	-	35	ソメイヨシノ	188	9	
	6		更新		1	24	-	A	-	906	ケヤキ	195	9	
	7		更新		1	24	-	A	-	907	スギ	170	11	
	8		更新		1	24	-	A	-	908	スギ	112	10	
	9		更新		1	24	-	A	-	909	スギ	109	10	
	10		更新		1	24	-	A	-	910	スギ	117	10	
	11		更新		1	24	-	A	-	911	スギ	131	10	
	12		更新		1	24	-	A	-	912	シラカシ	160	6	
8	1	8	更新	関野町一丁目5番	1	24	-	C	-	26	イチョウ	253	12	
	2		更新		1	24	-	C	-	29	ヒバ	158	6	
	3		更新		1	24	-	C	-	31	イチョウ	195	12	
	4		更新		1	24	-	C	-	33	ケヤキ	287	12	
	5		更新		1	24	-	C	-	35	ケヤキ	219	10	
	6		更新		1	24	-	C	-	36	イチョウ	176	10	
	7		更新		1	24	-	C	-	39	イチョウ	246	10	
	8		更新		1	24	-	C	-	925	シダレザクラ	255	12	
	9		更新		1	24	-	－	-	807	アオギリ	108	5	

整理番号	整理番号2	指定番号	申請区分	所在地(小金井市)	指定本数(本)	指定樹木番号					樹　種	幹周り(cm)	樹高(m)	備考
9	1	9	更新	本町五丁目41番	1	24	－	G	－	12	スギ	102	18	
	2		更新		1	24	－	G	－	15	ヒノキ	132	20	
	3		更新		1	24	－	G	－	16	クスノキ	95	12	
	4		更新		1	24	－	G	－	18	スギ	93	20	
	5		更新		1	24	－	G	－	19	ハクモクレン	72	10	
	6		更新		1	24	－	G	－	20	エノキ	101	11	
	7		更新		1	24	－	G	－	21	クスノキ	148	18	
	8		更新		1	24	－	G	－	23	イロハモミジ	91	6	
	9		更新		1	24	－	G	－	24	スギ	88	15	
	10		更新		1	24	－	G	－	25	スギ	100	15	
	11		更新		1	24	－	G	－	26	スギ	110	18	
	12		更新		1	24	－	G	－	27	スギ	89	18	
	13		更新		1	24	－	G	－	29	スギ	95	15	
	14		更新		1	24	－	G	－	30	シラカシ	120	13	
	15		更新		1	24	－	G	－	31	スギ	132	20	
	16		更新		1	24	－	G	－	32	クヌギ	152	13	
	17		更新		1	24	－	G	－	73	イチョウ	223	15	
	18		更新		1	24	－	G	－	74	イチョウ	260	18	
	19		更新		1	24	－	G	－	78	クヌギ	195	10	
	20		更新		1	24	－	G	－	80	ヒノキ	130	20	
	21		更新		1	24	－	G	－	82	スギ	125	20	
	22		更新		1	24	－	G	－	84	ヒノキ	136	20	
	23		更新		1	24	－	G	－	85	スギ	112	18	
	24		更新		1	24	－	G	－	86	シラカシ	205	20	
	25		更新		1	24	－	G	－	90	ヒノキ	160	20	
	26		更新		1	24	－	G	－	91	ヒノキ	155	18	
	27		更新		1	24	－	G	－	94	ヒノキ	176	15	
	28		更新		1	24	－	G	－	96	クヌギ	158	20	
	29		更新		1	24	－	G	－	98	モミ	229	20	
	30		更新		1	24	－	G	－	99	モミ	240	12	
	31		更新		1	24	－	G	－	100	ウバメガシ	178	11	
	32		更新		1	24	－	G	－	101	カヤ	172	12	
	33		更新		1	24	－	G	－	103	イチョウ	199	10	
	34		更新		1	24	－	G	－	105	ヤマザクラ	200	10	
	35		更新		1	24	－	G	－	106	クスノキ	265	18	
	36		更新		1	24	－	G	－	912	クスノキ	233	18	
	37		更新		1	24	－	G	－	914	クスノキ	230	20	
	38		更新		1	24	－	G	－	915	コナラ	210	20	
	39		更新		1	24	－	G	－	916	ケヤキ	206	26	
	40		更新		1	24	－	G	－	917	ヒノキ	140	18	
	41		更新		1	24	－	G	－	918	スギ	136	18	
	42		更新		1	24	－	G	－	919	ヒノキ	129	18	
	43		更新		1	24	－	G	－	1085	スギ	77	10	
	44		更新		1	24	－	G	－	1086	スギ	85	12	
	45		更新		1	24	－	G	－	1087	クスノキ	173	12	
	46		更新		1	24	－	G	－	1088	ヒノキ	123	12	
	47		更新		1	24	－	G	－	1089	スギ	100	15	
	48		更新		1	24	－	G	－	1090	ヒノキ	154	18	
	49		更新		1	24	－	G	－	1091	ヒノキ	105	15	
	50		更新		1	24	－	G	－	1092	スギ	125	18	
	51		更新		1	24	－	G	－	1093	スギ	66	10	
	52		更新		1	24	－	G	－	1094	スギ	111	15	

整理番号	整理番号2	指定番号	申請区分	所在地(小金井市)	指定本数(本)	指定樹木番号					樹 種	幹周り(cm)	樹高(m)	備考
	53		更新		1	24	－	G	－	1095	ヒノキ	160	12	
	54		更新		1	24	－	G	－	880	モチノキ	125	8	
	55		更新		－	－	－	－	－	－	－	－	－	伐採のため指定せず
10	1	10	更新	中町一丁目14番	1	24	－	E	－	923	クヌギ	236	24	
	2		更新		1	24	－	E	－	924	ヤマザクラ	395	12	
11	1	11	更新	中町四丁目7番	1	24	－	E	－	184	トウカエデ	211	12	
	2		更新		1	24	－	E	－	211	イヌシデ	220	18	
	3		更新		1	24	－	E	－	192	ムクノキ	151	18	
	4		更新		1	24	－	E	－	13	イヌシデ	178	20	
	5		更新		1	24	－	E	－	14	ムクノキ	111	20	
	6		更新		1	24	－	E	－	15	ムクノキ	100	20	
	7		更新		1	24	－	E	－	16	ケヤキ	112	20	
	8		更新		1	24	－	E	－	17	スギ	125	25	
	9		更新		1	24	－	E	－	18	ケヤキ	101	12	
	10		更新		1	24	－	E	－	19	イイギリ	172	15	
	11		更新		1	24	－	E	－	21	ムクノキ	187	20	
	12		更新		1	24	－	E	－	22	トウカエデ	153	18	
	13		更新		1	24	－	E	－	23	トウカエデ	125	15	
	14		更新		1	24	－	E	－	24	サワラ	83	18	
	15		更新		1	24	－	E	－	25	サワラ	158	20	
	16		更新		1	24	－	E	－	26	サワラ	97	15	
	17		更新		1	24	－	E	－	27	サカキ	193	6	
	18		更新		1	24	－	E	－	29	ムクノキ	102	25	
	19		更新		1	24	－	E	－	30	ムクノキ	115	25	
	20		更新		1	24	－	E	－	31	モミ	96	10	
	21		更新		1	24	－	E	－	32	ムクノキ	180	22	
	22		更新		1	24	－	E	－	33	カヤ	108	18	
	23		更新		1	24	－	E	－	141	サワラ	179	25	
	24		更新		1	24	－	E	－	144	サワラ	117	20	
	25		更新		1	24	－	E	－	146	トウカエデ	153	15	
	26		更新		1	24	－	E	－	147	サワラ	95	12	
	27		更新		1	24	－	E	－	148	サワラ	112	20	
	28		更新		1	24	－	E	－	149	サワラ	125	15	
	29		更新		1	24	－	E	－	150	サワラ	215	30	
	30		更新		1	24	－	E	－	151	イヌシデ	152	10	
	31		更新		1	24	－	E	－	152	ケヤキ	192	25	
	32		更新		1	24	－	E	－	155	ケヤキ	212	8	
	33		更新		1	24	－	E	－	158	ヒマラヤスギ	313	35	
	34		更新		1	24	－	E	－	161	トウカエデ	159	10	
	35		更新		1	24	－	E	－	163	トウカエデ	162	18	
	36		更新		1	24	－	E	－	164	シラカシ	338	25	
	37		更新		1	24	－	E	－	166	イヌシデ	173	8	
	38		更新		1	24	－	E	－	167	スダジイ	244	12	
	39		更新		1	24	－	E	－	169	サワラ	210	30	
	40		更新		1	24	－	E	－	171	イヌシデ	200	25	

整理番号	整理番号2	指定番号	申請区分	所在地(小金井市)	指定本数(本)	指定樹木番号					樹　種	幹周り(cm)	樹高(m)	備考
	41		更新		1	24	－	E	－	173	イヌシデ	211	20	
	42		更新		1	24	－	E	－	175	サワラ	205	23	
	43		更新		1	24	－	E	－	176	イチョウ	240	22	
	44		更新		1	24	－	E	－	178	ムクノキ	366	30	
	45		更新		1	24	－	E	－	181	イチョウ	299	12	
	46		更新		1	24	－	E	－	185	ソメイヨシノ	170	10	
	47		更新		1	24	－	E	－	187	イチョウ	315	20	
	48		更新		1	24	－	E	－	188	サワラ	128	25	
	49		更新		1	24	－	E	－	189	サワラ	143	25	
	50		更新		1	24	－	E	－	190	サワラ	129	25	
	51		更新		1	24	－	E	－	191	ムクノキ	218	30	
	52		更新		1	24	－	E	－	194	ケヤキ	239	30	
	53		更新		1	24	－	E	－	197	サワラ	165	30	
	54		更新		1	24	－	E	－	207	ケヤキ	117	12	
	55		更新		1	24	－	E	－	221	シラカシ	145	18	
	56		更新		1	24	－	E	－	223	ケヤキ	114	20	
	57		更新		1	24	－	E	－	227	ケヤキ	202	20	
	58		更新		1	24	－	E	－	231	ケヤキ	231	25	
	59		更新		1	24	－	E	－	233	ケヤキ	168	20	
	60		更新		1	24	－	E	－	913	ケヤキ	194	12	
	61		更新		1	24	－	E	－	914	イチョウ	231	25	
	62		更新		1	24	－	E	－	917	ケヤキ	197	25	
	63		更新		1	24	－	E	－	918	ケヤキ	197	20	
	64		更新		1	24	－	E	－	919	ケヤキ	208	22	
	65		更新		1	24	－	E	－	924	ケヤキ	188	25	
	66		更新		1	24	－	E	－	925	ケヤキ	214	25	
	67		更新		1	24	－	E	－	926	ケヤキ	209	25	
	68		更新		1	24	－	E	－	927	ケヤキ	206	25	
	69		更新		1	24	－	E	－	929	シラカシ	216	20	
	70		更新		1	24	－	E	－	930	ケヤキ	186	20	
	71		更新		1	24	－	E	－	933	ケヤキ	253	10	
	72		更新		1	24	－	E		940	アラカシ	165	18	
12	1	更新	更新	前原町三丁目41番	1	24	－	F	－	378	ケヤキ	230	10	
13	1	更新	更新	本町五丁目23番	1	24	－	G	－	71	ヤマザクラ	138	6	
	1		更新	貫井南町三丁目8番	1	24	－	J	－	261	ムクノキ	141	6	
	2		更新		1	24	－	J	－	262	シラカシ	216	25	
	3		更新		1	24	－	J	－	28	サワラ	140	20	
	4		更新		1	24	－	J	－	298	イヌシデ	133	20	
	5		更新		1	24	－	J	－	326	サワラ	143	25	
	6		更新		1	24	－	J	－	327	サワラ	139	22	
	7		更新		1	24	－	J	－	366	サワラ	135	18	
	8		更新		1	24	－	J	－	369	イヌシデ	200	25	
	9		更新		1	24	－	J	－	376	イヌシデ	174	25	
	10		更新		1	24	－	J	－	11	トウカエデ	137	13	

整理番号	整理番号2	指定番号	申請区分	所在地(小金井市)	指定本数(本)	指定樹木番号					樹　種	幹周り(cm)	樹高(m)	備考
	11		更新		1	24	－	J	－	13	ヒノキ	92	12	
	12		更新		1	24	－	J	－	7	イヌシデ	92	13	
	13		更新		1	24	－	J	－	8	モチノキ	94	10	
	14		更新		1	24	－	J	－	9	イチョウ	228	20	
	15		更新		1	24	－	J	－	13	シラカシ	193	20	
	16		更新		1	24	－	J	－	18	イロハモミジ	149	10	
	17		更新		1	24	－	J	－	20	サワラ	114	13	
	18		更新		1	24	－	J	－	21	イチョウ	143	18	
	19		更新		1	24	－	J	－	23	シラカシ	121	15	
	20		更新		1	24	－	J	－	24	イヌシデ	111	18	
	21		更新		1	24	－	J	－	245	ケヤキ	136	12	
	22		更新		1	24	－	J	－	246	サワラ	122	15	
	23		更新		1	24	－	J	－	247	ケヤキ	144	12	
	24		更新		1	24	－	J	－	249	ケヤキ	165	18	
	25		更新		1	24	－	J	－	250	シラカシ	158	15	
	26		更新		1	24	－	J	－	251	ケヤキ	173	10	
	27		更新		1	24	－	J	－	252	ムクノキ	172	15	
	28		更新		1	24	－	J	－	253	ケヤキ	168	18	
	29		更新		1	24	－	J	－	255	コナラ	127	15	
	30		更新		1	24	－	J	－	258	ムクノキ	203	22	
	31		更新		1	24	－	J	－	263	シラカシ	248	25	
	32		更新		1	24	－	J	－	264	ミズキ	128	18	
	33		更新		1	24	－	J	－	265	ムクノキ	113	12	
	34		更新		1	24	－	J	－	266	ムクノキ	146	15	
	35		更新		1	24	－	J	－	267	イロハモミジ	146	10	
	36		更新		1	24	－	J	－	272	サワラ	145	22	
	37		更新		1	24	－	J	－	273	サワラ	138	23	
	38		更新		1	24	－	J	－	283	モミ	211	32	
	39		更新		1	24	－	J	－	288	サワラ	103	20	
	40		更新		1	24	－	J	－	292	ミズキ	136	25	
	41		更新		1	24	－	J	－	293	イヌシデ	187	25	
	42		更新		1	24	－	J	－	294	エノキ	121	22	
	43		更新		1	24	－	J	－	295	エノキ	188	27	
	44		更新		1	24	－	J	－	297	エノキ	156	20	
	45		更新		1	24	－	J	－	300	ミズキ	100	20	
	46		更新		1	24	－	J	－	302	エノキ	190	20	
	47		更新		1	24	－	J	－	304	サワラ	120	22	
	48		更新		1	24	－	J	－	305	サワラ	191	22	
	49		更新		1	24	－	J	－	306	サワラ	155	22	
	50		更新		1	24	－	J	－	309	サワラ	96	20	
14	51	14	更新		1	24	－	J	－	310	サワラ	106	23	
	52		更新		1	24	－	J	－	314	イヌシデ	146	27	
	53		更新		1	24	－	J	－	315	サワラ	162	27	
	54		更新		1	24	－	J	－	316	イヌシデ	218	27	

整理番号	整理番号2	指定番号	申請区分	所在地（小金井市）	指定本数（本）	指定樹木番号					樹　種	幹周り（cm）	樹高（m）	備考
	55		更新		1	24	－	J	－	317	イヌシデ	141	27	
	56		更新		1	24	－	J	－	318	イヌシデ	174	27	
	57		更新		1	24	－	J	－	319	サワラ	125	23	
	58		更新		1	24	－	J	－	320	サワラ	125	25	
	59		更新		1	24	－	J	－	323	サワラ	157	25	
	60		更新		1	24	－	J	－	329	エノキ	210	25	
	61		更新		1	24	－	J	－	331	ケヤキ	168	18	
	62		更新		1	24	－	J	－	336	サワラ	128	22	
	63		更新		1	24	－	J	－	337	サワラ	212	22	
	64		更新		1	24	－	J	－	338	サワラ	152	22	
	65		更新		1	24	－	J	－	339	サワラ	148	22	
	66		更新		1	24	－	J	－	340	サワラ	113	22	
	67		更新		1	24	－	J	－	341	サワラ	160	25	
	68		更新		1	24	－	J	－	342	サワラ	121	22	
	69		更新		1	24	－	J	－	343	サワラ	126	25	
	70		更新		1	24	－	J	－	344	サワラ	198	26	
	71		更新		1	24	－	J	－	345	サワラ	184	22	
	72		更新		1	24	－	J	－	346	エノキ	313	15	
	73		更新		1	24	－	J	－	347	サワラ	165	25	
	74		更新		1	24	－	J	－	348	サワラ	166	25	
	75		更新		1	24	－	J	－	349	サワラ	147	25	
	76		更新		1	24	－	J	－	350	サワラ	163	25	
	77		更新		1	24	－	J	－	352	エノキ	140	15	
	78		更新		1	24	－	J	－	353	サワラ	112	27	
	79		更新		1	24	－	J	－	354	サワラ	141	27	
	80		更新		1	24	－	J	－	355	サワラ	94	25	
	81		更新		1	24	－	J	－	356	スギ	133	20	
	82		更新		1	24	－	J	－	357	サワラ	184	24	
	83		更新		1	24	－	J	－	358	サワラ	125	20	
	84		更新		1	24	－	J	－	359	スギ	193	22	
	85		更新		1	24	－	J	－	360	サワラ	153	21	
	86		更新		1	24	－	J	－	361	サワラ	101	23	
	87		更新		1	24	－	J	－	362	サワラ	132	22	
	88		更新		1	24	－	J	－	364	サワラ	115	20	
	89		更新		1	24	－	J	－	365	ケヤキ	312	30	
	90		更新		1	24	－	J	－	367	サワラ	101	23	
	91		更新		1	24	－	J	－	371	シラカシ	125	27	
	92		更新		1	24	－	J	－	372	シラカシ	194	27	
	93		更新		1	24	－	J	－	373	シラカシ	181	27	
	94		更新		1	24	－	J	－	375	イチョウ	193	25	
	95		更新		1	24	－	J	－	915	イヌシデ	124	23	
	96		更新		1	24	－	J	－	917	サワラ	110	22	
	97		更新		1	24	－	J	－	918	イヌシデ	218	25	
	98		更新		1	24	－	J	－	920	ケヤキ	240	26	
	99		更新		1	24	－	J	－	921	ケヤキ	102	24	
	100		更新		1	24	－	J	－	923	イロハモミジ	100	10	
	101		更新		1	24	－	J	－	926	エノキ	114	10	

整理番号	整理番号2	指定番号	申請区分	所在地(小金井市)	指定本数(本)	指定樹木番号					樹　種	幹周り(cm)	樹高(m)	備考
15	1	15	更新	貫井南町三丁目8番	1	24	－	J	－	927	ケヤキ	137	15	
	2		更新		1	24	－	J	－	3	ムクノキ	256	20	
	3		更新		1	24	－	J	－	4	ムクノキ	178	20	
	4		更新		1	24	－	J	－	124	ムクノキ	205	20	
	5		更新		1	24	－	J	－	126	ムクノキ	220	18	
	6		更新		1	24	－	J	－	129	シラカシ	196	8	
16	1	16	更新	貫井北町一丁目7番	1	24	－	I	－	12	ケヤキ	187	12	
	2		更新		1	24	－	I	－	13	シラカシ	149	8	
	3		更新		1	24	－	I	－	14	シラカシ	132	8	
	4		更新		1	24	－	I	－	395	ケヤキ	230	12	
17	1	17	更新	緑町三丁目13番	1	24	－	D	－	112	モミノキ	300	15	
18	1	18	更新	前原町四丁目6番	1	24	－	F	－	957	ソメイヨシノ	225	10	
19	1	19	更新	中町一丁目10番	1	24	－	E	－	958	アカマツ	234	19	
	2		更新		1	24	－	E	－	959	アカマツ	202	22	
	3		更新		1	24	－	E	－	960	アカマツ	256	20	
	4		更新		1	24	－	E	－	961	アカマツ	154	10	
	5		更新		1	24	－	E	－	962	アカマツ	167	17	
	6		更新		1	24	－	E	－	963	アカマツ	235	20	
	7		更新		1	24	－	E	－	964	ヤマザクラ	145	11	
	8		更新		1	24	－	E	－	965	ヤマザクラ	113	8	
20	1	20	更新	貫井北町三丁目22番	1	24	－	I	－	1096	クスノキ	196	12	
	2		更新		1	24	－	I	－	1097	クスノキ	176	12	
	3		更新		1	24	－	I	－	1098	クスノキ	218	12	
	4		更新		1	24	－	I	－	1099	クスノキ	140	12	
	5		更新		1	24	－	I	－	1100	ヒマラヤスギ	195	11	
	6		更新		1	24	－	I	－	1101	ソメイヨシノ	325	10	
	7		更新		1	24	－	I	－	1102	ソメイヨシノ	210	6	
	8		更新		1	24	－	I	－	1103	ソメイヨシノ	244	6	
	9		更新		1	24	－	I	－	1105	ソメイヨシノ	280	8	
	10		更新		1	24	－	I	－	1106	ソメイヨシノ	275	8	
	11		更新		1	24	－	I	－	1107	ケヤキ	205	8	
	12		更新		1	24	－	I	－	1108	ソメイヨシノ	242	10	
	13		更新		1	24	－	I	－	1109	イチョウ	203	10	
	14		更新		1	24	－	I	－	1110	イチョウ	180	10	
	15		更新		1	24	－	I	－	1111	ヒマラヤスギ	235	12	
	16		更新		1	24	－	I	－	1112	シイノキ	290	12	
	17		更新		1	24	－	I	－	1113	イチョウ	165	10	
	18		更新		1	24	－	I	－	1114	ヒマラヤスギ	190	12	
	19		更新		1	24	－	I	－	1115	イチョウ	146	10	
21	1	21	更新	梶野町三丁目7番	1	24	－	B	－	1116	ソメイヨシノ	195	10	
	2		更新		1	24	－	B	－	1117	ソメイヨシノ	175	10	
	3		更新		1	24	－	B	－	1118	ソメイヨシノ	230	6	
	4		更新		1	24	－	B	－	1119	ソメイヨシノ	160	8	
	5		更新		1	24	－	B	－	1120	ソメイヨシノ	157	10	
	6		更新		1	24	－	B	－	1121	ソメイヨシノ	192	8	
	7		更新		1	24	－	B	－	1122	ソメイヨシノ	219	8	
	8		更新		1	24	－	B	－	1123	ソメイヨシノ	182	10	
	9		更新		1	24	－	B	－	1124	ケヤキ	180	12	
	10		更新		1	24	－	B	－	1125	ソメイヨシノ	194	10	
	11		更新		1	24	－	B	－	1126	ソメイヨシノ	185	10	
	12		更新		1	24	－	B	－	1127	ソメイヨシノ	245	10	

整理番号	整理番号2	指定番号	申請区分	所在地(小金井市)	指定本数(本)	指定樹木番号					樹　種	幹周り(cm)	樹高(m)	備考
22	1	22	更新	緑町三丁目11番	1	24	-	D	-	1128	ソメイヨシノ	290	12	
	2		更新		1	24	-	D	-	1129	ソメイヨシノ	287	8	
	3		更新		1	24	-	D	-	1131	アカマツ	174	10	
	4		更新		1	24	-	D	-	1132	ソメイヨシノ	337	10	
	5		更新		1	24	-	D	-	1133	ソメイヨシノ	273	8	
	6		更新		1	24	-	D	-	1134	ケヤキ	328	10	
	7		更新		1	24	-	D	-	1135	ケヤキ	211	15	
	8		更新		1	24	-	D	-	1136	クヌギ	251	18	
	9		更新		1	24	-	D	-	1137	ケヤキ	361	12	
	10		更新		1	24	-	D	-	1138	イチョウ	203	10	
	11		更新		1	24	-	D	-	1139	ヤマザクラ	183	4	
	12		更新		1	24	-	D	-	1140	ヤマザクラ	242	8	
	13		更新		1	24	-	D	-	1141	サワラ	159	10	
	14		更新		1	24	-	D	-	1142	サワラ	183	12	
	15		更新		1	24	-	D	-	1144	イヌシデ	147	12	
	16		更新		1	24	-	D	-	1145	クヌギ	195	15	
	17		更新		1	24	-	D	-	1146	エノキ	206	12	
	18		更新		1	24	-	D	-	1147	イヌシデ	137	10	
	19		更新		1	24	-	D	-	1148	ソメイヨシノ	253	8	
23	1	23	新規	本町三丁目11番	1	24	-		-		ヤマザクラ	156	6	
24	1	24	新規	梶野町四丁目13番	1	24	-		-		サワラ	139	12	
25	1	25	新規	中町三丁目14番	1	24	-		-		モミジ	150	6	
	2		新規		1	24	-		-		カキ	122	8	
26	1	26	新規	関野町一丁目5番	1	24	-		-		スダジイ	156	7	
	2		新規		1	24	-		-		モミジ	149	9	
	3		新規		1	24	-		-		マキ	128	8	
27	1	27	新規	東町二丁目12番	1	24	-		-		ウメ	120	7	
	2		新規		1	24	-		-		シラカシ	78	10	
28	1	28	新規	本町五丁目41番	1	24	-		-		スギ	102	12	
	2		新規		1	24	-		-		スギ	93	10	
	3		新規		1	24	-		-		スギ	67	10	
	4		新規		1	24	-		-		スギ	92	12	
29	1	29	新規	中町一丁目14番	1	24	-		-		クヌギ	147	20	
30	1	30	新規	梶野町三丁目7番	1	24	-		-		ソメイヨシノ	190	8	
31	1	31	新規	緑町三丁目11番	1	24	-		-		イチョウ	144	12	
	2		新規		1	24	-		-		イチョウ	171	12	
	3		新規		1	24	-		-		イチョウ	160	12	
	4		新規		1	24	-		-		イチョウ	168	12	
	5		新規		1	24	-		-		クヌギ	198	18	
	6		新規		1	24	-		-		シラカシ	187	10	
	7		新規		1	24	-		-		シラカシ	153	10	
	8		新規		1	24	-		-		イヌシデ	201	12	
	9		新規		1	24	-		-		ソメイヨシノ	166	10	
32	1	32	新規	本町五丁目20番	1	24	-		-		イチョウ	141	6	
合計					366									

⑶　保存生け垣

（小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則　第2条第1項の3）保存生け垣については、次のいずれにも該当すること。

ア　1人の所有者等（条例第6条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の生け垣又は1メートル未満の間隔で隣接する2人の所有者等の生け垣（以下「2人の所有者等の生け垣」という。）であって、高さが0.8メートル以上の樹木又は外部から見える緑化部分の高さが0.3メートル以上の金網等のフェンスに取り付いた木本性つる植物の葉が相互に触れ合う程度に一列以上に植栽されているもの又は1メートルにつき3本以上に一列以上に植栽されているものであること。

イ　所有者等の敷地内に設置するもの。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に該当する道路に接する場合は、同条第1項の道路の境界線の申請者の敷地内に設置するものに限る。

ウ　生け垣の総延長が5メートル以上であること。

エ　生け垣と道路の間にブロック及び縁石等の遮蔽物が設置されていないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、高さが0.4メートル以下であり、かつ、堅固な構造で倒壊のおそれがない遮蔽物を設置できるものとする。

整理番号	指定番号	申請区分	所在地（小金井市）	申請延長（m）	指定延長（m）	奨励金対象延長（m）	高さ（m）	樹　種	備　考
1	1	更新	梶野町三丁目5番	18.0	13.0	13	1.5	ヒイラギモクセイ	
2	2	更新	緑町三丁目12番	10.0	9.0	9	1.8	ベニカナメモチ	
3	3	更新	中町二丁目19番	10.0	10.3	10	2.3	ドウダンツツジ	
4	4	更新	本町一丁目12番	13.0	14.0	14	1.6	キンモクセイ	
5	5	更新	本町四丁目17番	19.0	19.0	19	2.0	サワラ・ネズミモチ・ベニカナメモチ・アオキ・ヤツデ・ムベ	
6	6	更新	本町五丁目20番	21.0	21.2	21	1.8/1.6	カイズカイブキ・ベニカナメモチ	
7	7	更新	桜町一丁目6番	14.0	14.0	14	1.8	マキ	
8	8	更新	桜町一丁目11番	26.5	24.0	24	1.8	サザンカ	
9	9	更新	貫井北町一丁目7番	50.0	50.0	50	2.2	ヒイラギモクセイ	
10	10	更新	貫井北町三丁目33番	40.0	40.0	40	2.0	ベニカナメモチ	
11	11	更新	貫井北町五丁目5番	10.0	10.0	10	1.6	ツゲ	
12	12	更新	貫井南町一丁目22番	45.0	46.4	46	1.5	ツゲ	
13	13	更新	貫井南町四丁目12番	13.0	14.0	14	1.8	ベニカナメモチ	
14	14	更新	貫井南町四丁目13番	70.0	72.9	72	1.5	ヒイラギモクセイ	
15	15	更新	貫井南町四丁目20番	49.0	49.6	49	2.0/1.8	ヒイラギモクセイ・ツゲ	
16	16	更新	貫井南町四丁目10番	15.0	15.0	15	1.4	ベニバナトキワマンサク	
17	17	更新	中町三丁目15番	10.0	10.0	10	1.5	ネズミモチ	
18	18	更新	中町二丁目16番	40.0	46.6	46	1.8	イチイ	
19	19	更新	貫井北町三丁目22番	144.5	130.4	50	2.6	サンゴジュ	
20	20	更新	梶野町三丁目7番	220.0	220.7	50	1.8/1.5	ヒイラギ・シラカシ	
21	21	新規	桜町一丁目11番	14.0	14	14	2.5	シラカシ	
22	22	新規	貫井北町一丁目15番	19.0	16.6	16	1.8	ヒイラギモクセイ	サツキ2.4m（遮蔽物0．6m）を除く
23	23	新規	本町五丁目32番	18.0	19	19	1.8	オオイタビ	
24	－	新規	貫井北町五丁目５番	7.0	0	0	2.2	キンモクセイ	遮蔽物が0.4m超のため指定しない
25	－	新規	中町二丁目８番	23.0	0	0	2.4	イチイ	遮蔽物が0.4m超のため指定しない
合計				919.0	879.7	625.0			

※　奨励金対象延長は、小数点以下を切り捨てた値（50m以上は50mと表示）

5 令和5年度保全緑地解除届出一覧表

(1) 環境緑地

整理番号	指定年度	指定番号	所在地番(小金井市)	面積(㎡)	地目	届出日	解除内容	備　考
1	R1	2	前原町三丁目1581番の一部	163.35	山林	R6.1.17	一部解除	緑地の一部を宅地化するため(2,644．00㎡から2,500.65㎡へ)
合　計				163.35				

(2) 保存樹木

整理番号	指定年度	指定番号	所在地(小金井市)	解除本数(本)	樹種	届出日	解除内容	備　考
1	R1	13	中町一丁目13番	1	クヌギ	R5.4.6	一部解除	倒木の恐れがあるため伐採
2	R3	3	貫井南町二丁目10番	1	ヒノキ	R5.4.28	一部解除	倒木の恐れがあるため伐採
3	R3	3	貫井南町二丁目10番	1	ヒノキ	R5.4.28	一部解除	倒木の恐れがあるため伐採
合　計				3				

(3) 保存生け垣

整理番号	指定年度	指定番号	所在地(小金井市)	長さ(m)	樹種	届出日	解除内容	備　考
1	R4	21	本町六丁目9番	20.00	ネズミモチ	R5.12.19	全部解除	解体のため伐根
合　計				20.00				

※解除届出は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までのものとする。

資料３

環境緑地

- 指定基準

  概ね**３００㎡以上**の保全されることが確約される樹木の集団

- 奨励金

  国分寺崖線に存する環境緑地に限り、毎年度予算の範囲内で奨励金を交付（１㎡あたり20円として算出）

- 税の減免措置

  固定資産税・都市計画税を８割減免

保存樹木

- 指定基準（次のいずれか）

  ⑴　地上1.5m（150cm）以上の高さにおける幹周り**1.0m（100cm）**以上

  ⑵　高さが10m以上

- 奨励金

  年間１本あたり２，０００円

- 税の減免措置

  なし

保存生け垣

- 指定基準（次の<u>いずれにも</u>該当すること）
  - １人の所有者等の生け垣又は１メートル未満の間隔で隣接する２人の所有者等の生け垣
  - 高さが<u>**0.8メートル以上**</u>の樹木又は外部から見える緑化部分の高さが<u>**0.3メートル以上の金網等のフェンスに取り付いた木本性つる植物の葉が相互に触れ合う程度に一列以上に植栽**</u>されているもの**又は**<u>**１メートルにつき３本以上に一列以上に植栽**</u>されているものであること。
  - 所有者等の敷地内に設置するもの。

    ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に該当する道路に接する場合は、同条第１項の道路の境界線の**申請者の敷地内に設置**するものに限る。
  - 生け垣の総延長が<u>**５メートル以上**</u>であること。
  - 生け垣と道路の間にブロック及び縁石等の遮蔽物が設置されていないこと。

    ただし、市長が特に必要と認めるときは、<u>**高さが0.4メートル以下であり、かつ、堅固な構造で倒壊のおそれがない遮蔽物を設置**</u>できる。

※　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものについては、前項各号に定める指定基準によらず、保全緑地として指定することができる。

- 奨励金

  年間１ｍあたり300円、限度額15,000円

- 減免措置

  なし

資料４

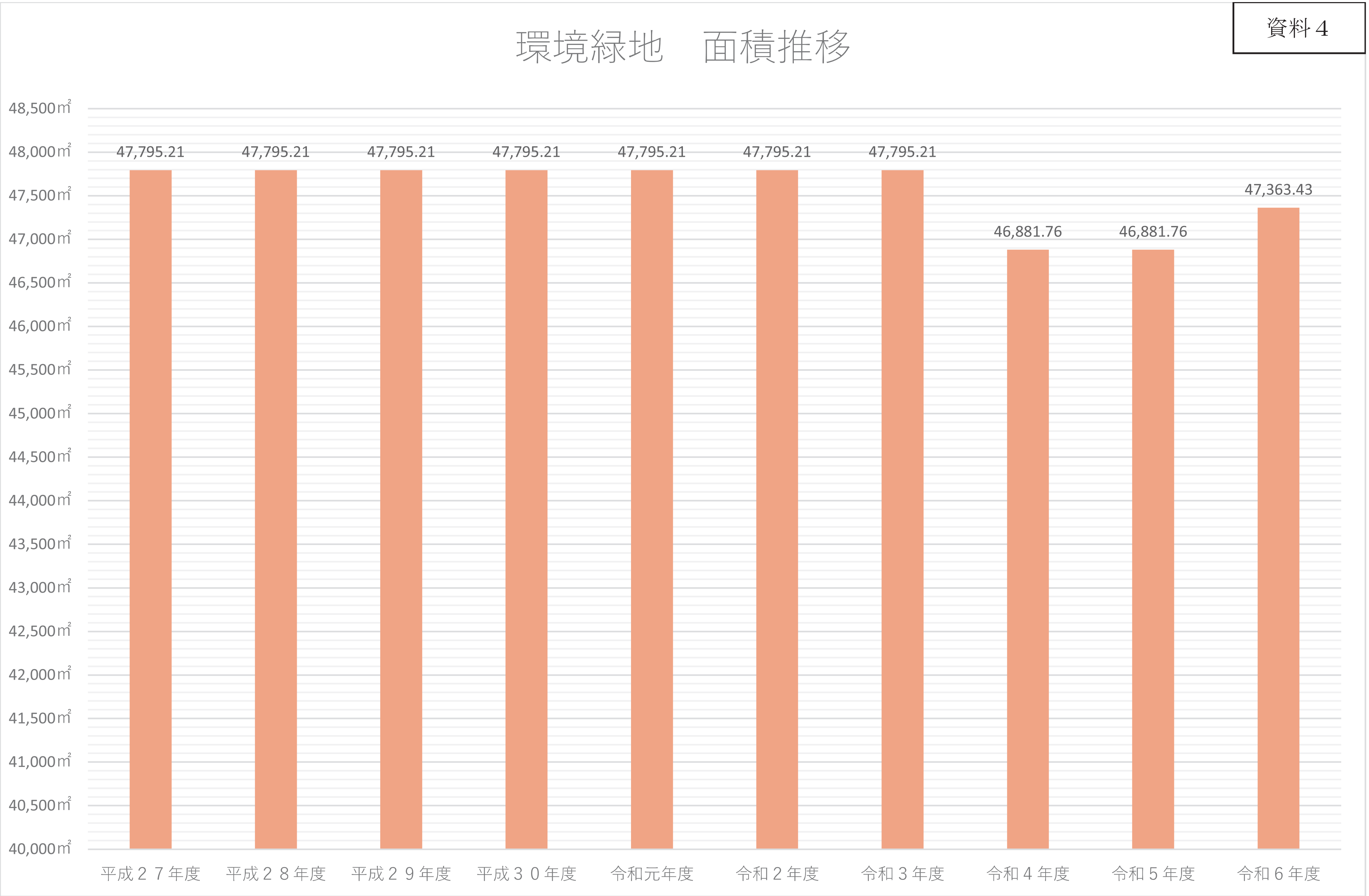
環境緑地　面積推移
48,500㎡
48,000㎡
47,500㎡
47,000㎡
46,500㎡
46,000㎡
45,500㎡
45,000㎡
44,500㎡
44,000㎡
43,500㎡
43,000㎡
42,500㎡
42,000㎡
41,500㎡
41,000㎡
40,500㎡
40,000㎡
47,795.21
47,795.21
47,795.21
47,795.21
47,795.21
47,795.21
47,795.21
46,881.76
46,881.76
47,363.43
平成２７年度
平成２８年度
平成２９年度
平成３０年度
令和元年度
令和２年度
令和３年度
令和４年度
令和５年度
令和６年度

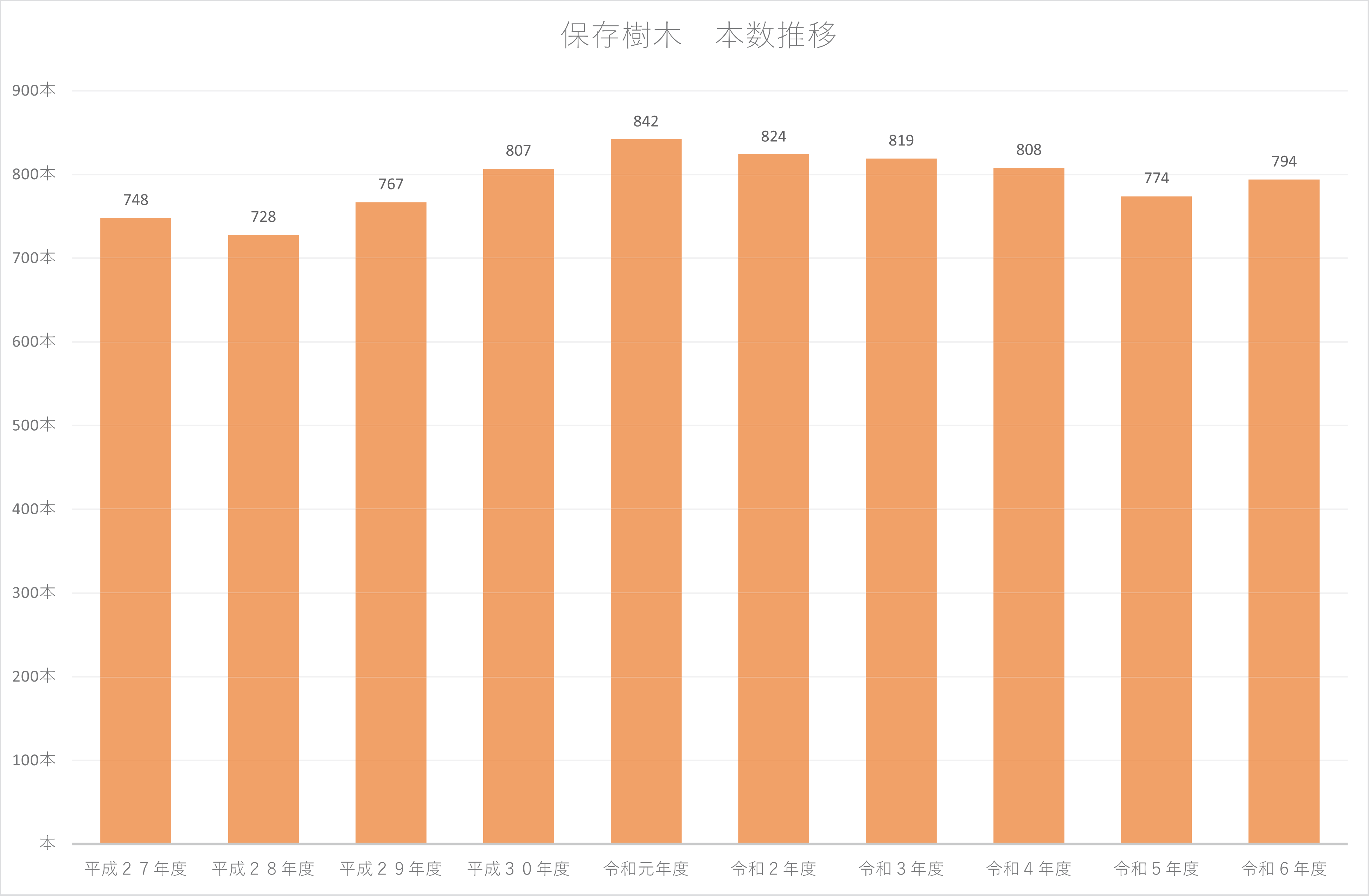
保存樹木　本数推移
900本
800本
700本
600本
500本
400本
300本
200本
100本
本
748
728
767
807
842
824
819
808
774
794
平成２７年度
平成２８年度
平成２９年度
平成３０年度
令和元年度
令和２年度
令和３年度
令和４年度
令和５年度
令和６年度

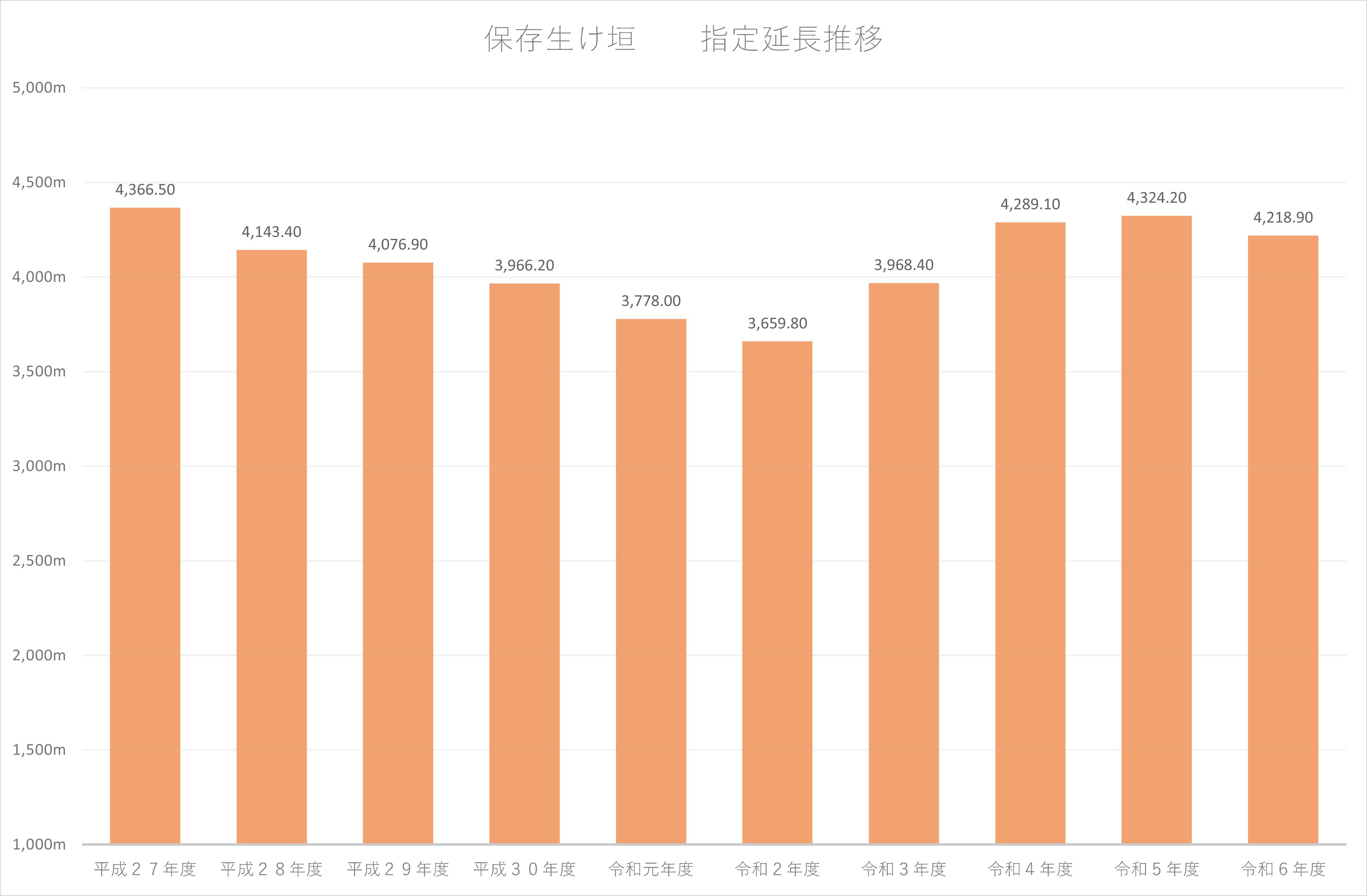
保存生け垣　　指定延長推移
5,000m
4,500m
4,000m
3,500m
3,000m
2,500m
2,000m
1,500m
1,000m
4,366.50
4,143.40
4,076.90
3,966.20
3,778.00
3,659.80
3,968.40
4,289.10
4,324.20
4,218.90
平成２７年度
平成２８年度
平成２９年度
平成３０年度
令和元年度
令和２年度
令和３年度
令和４年度
令和５年度
令和６年度

令和5年度小金井市みどりの基本計画実施計画

資料5

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		取組状況 【A：計画以上に実施／B：計画どおり実施／C：未実施／D：完了・廃止】		評価 【A：計画以上に達成／B：計画どおり達成／C：実施したが計画に未達／D：未実施】		実施効果 【A：計画以上の効果があった／B：見込どおり効果があった／C：見込んだ効果に至らなかった】		改善事項	今後の取組み （課題・目標等）
NO	基本方針	具体的な取組	主な取組	取組事業名	取組事業内容	ABCD評価	実施内容	ABCD評価	左記の理由や詳細（B以外記載）	ABC評価	左記の理由や詳細（B以外記載）		
1	1．みどりを守る	①崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	1_保全緑地制度などの各種制度を活用し、崖線斜面及び周辺部のみどりを保全します。	保全緑地制度などの活用による保全	環境保全緑地（環境緑地・公共緑地）、国分寺崖線緑地保全地域などの各種制度の活用により崖線斜面及び周辺部のみどりを維持管理・確保するため、土地を有する事業者や市民に敷地の緑化やみどりの保全を働きかける。	B	市ホームページ及び市報（4月1日号）の1面にて制度の周知を図るとともに、国分寺崖線上の三楽の森公共緑地において、小金井第四小学校の児童により、緑地の樹木や植物をハナズミにし、身近なみどりの大切さやに国分寺崖線のみどりの重要性について学ぶ事業を実施した。	B		B			今後も市ホームページ、X（旧ツイッター）や公式LINE及び市報（4月1日号）の1面にて継続して、保全緑地制度の周知を図る。
2	1．みどりを守る	①崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	2_特別緑地保全地区に指定されている滄浪泉園では、市民がみどりの大切さを理解するきっかけとなるようイベント開催などを通じて周知に努めます。	滄浪泉園でのイベント実施	適切に維持管理・保全に努めるとととともに、市民に親しまれる緑地としてイベント等を開催し緑地の保全に関する普及啓発を行う。	B	・無料開放の実施（10/1、（大人（15～59歳）52人、大人（60歳以上）39人、子供4人、5歳以下11人）） ・市内中学生が作成した園内案内板を設置し、ホームページ等で周知することで、当該緑地の更なる周知を行った。	B		B			滄浪泉園緑地の更なる有効活用を図るため、指定管理者制度を導入し、来園者の増加及び緑地保全の普及啓発を図る。
3	1．みどりを守る	②野川の自然環境を関係者とともに守る	3_野川自然再生協議会を核として、市民と協働して自然回復・活用を図ります。	野川自然再生事業	市民と行政で構成される野川第一・第二調整池自然再生協議会に参加し、自然再生事業地区の水環境システムの再生に取り組む。	B	野川第一・第二調整池自然再生協議会に参加した。	B		B			引き続き野川第一・第二調整池自然再生協議会に地元自治体として参加する。
4	1．みどりを守る	②野川の自然環境を関係者とともに守る	4_国分寺崖線に隣接する公園等において、生物多様性に配慮した維持管理をします。	国分寺崖線に隣接する公園等の維持管理	「小金井市立公園の設計及び維持管理基準」に則り、公園内に新たに植樹する際には在来種から選定し、生物多様性の確保のため、実のなる樹木を植樹していく。	B	栗山公園、本町さくら公園、中町三丁目第二子供広場にサツキやベニバナトキワマンサクを植樹したほか、指定開発事業の提供公園内にサツキやツツジなどを植樹してもらうように依頼した。	B		B			国分寺崖線沿いの公園の植樹対象箇所を検討する、
5	1．みどりを守る	①崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	5_市民団体の活動の支援を行うとともに、事業者及び市民と協力して国分寺崖線のみどりを保全します。	市民団体の活動支援	崖線斜面及び周辺部のみどりの保全などの活動をする市民団体と連携して、維持管理・保全する。	C	みどりのパートナーシップ協定を締結しているはけの自然を大切にする会と国分寺崖線に位置する中町四丁目公共緑地及びその周辺の中町四丁目緑地について、維持管理の課題や保全方法について協議していたが、活動を休止したため協議には至らなかった。	C	活動休止中のため協議には至らなかった。	C	活動休止中のため協議には至らなかった。	市民団体メンバーの高齢化により、活動が年々縮小し、休止中である。	中町四丁目公共緑地内の傾斜地にある巨木化した樹木が一部枯れているため、今後の維持管理方法について指定管理者とも情報共有し、引き続き協議する。
6	1．みどりを守る	①保全緑地制度などの活用により守る★	1_所有者の維持管理の負担軽減のため、環境緑地に指定した屋敷林や社寺林の下草刈りや落ち葉清掃、剪定などを行うボランティアを紹介します。	市民協働による環境緑地の維持管理	環境緑地に指定した屋敷林や社寺林を、市民団体やボランティアと連携して維持管理・保全をする。また、ボランティアポイントの取得できる事業として位置付けることで、近隣の小中学生の参加を推進する。	B	環境緑地に指定している屋敷林及び周辺道路の落葉清掃について、環境美化サポーターの協力を得て、維持管理・保全をしている。	C	近隣の小中学生の参加の推進には至っていない。	B			小中学生が参加できるような仕組みづくりとして、近隣の小中学生の参加を促す取組への準備として、市内剪定ボランティア団体の活動を多くの方に知っていただけるよう、小中学校からの問合せに際し、その活動内容をご案内したり、市が間に入ることでつながりを持たせるようにする。
7	1．みどりを守る	①保全緑地制度などの活用により守る★	2_土地所有者の方が保全緑地制度を活用しやすいよう、制度について分かりやすく周知を図ります。	保全緑地制度の周知	保全緑地（環境緑地・公共緑地・保存樹木・保存生け垣）制度の情報発信を行うとともに、事業者・市民へ指定の促進を図る。	B	市報に指定要件の緩和や、ホームページに緩和した要件のイメージ図を工夫して発信したことにより、問い合わせが増え、新規で指定することができた。 ・保存生け垣：新規7件113.3m ・保存樹木：新規3件19本	B		B			今後も市ホームページ、X（旧ツイッター）や公式LINE及び市報（4月1日号）の1面にて継続して、保全緑地制度の周知を図る。また、苗木配布の際にチラシを同封し、更なる周知を行う。
8	1．みどりを守る	①保全緑地制度などの活用により守る★	3_★保全緑地制度を活用しやすいように、環境緑地の指定最低面積の引き下げなど、要件の見直しを検討します。	保全緑地制度の要件の見直し	保全緑地（環境緑地・公共緑地・保存樹木・保存生け垣）制度の指定要件を緩和するなど、要件を見直す。	B	令和3年度、令和4年度に渡り、緑地保全及び緑化推進条例施行規則を改正し、指定要件を緩和した。緩和した内容の周知に努める。	B		B			今後も市ホームページ、X（旧ツイッター）や公式LINE及び市報（4月1日号）の1面にて継続して、保全緑地制度の周知を図る。また、苗木配布の際にチラシを同封し、更なる周知を行う。
9	1．みどりを守る	①保全緑地制度などの活用により守る★	4_★宅地開発などの際の既存樹木の保全割合を環境配慮基準のなかで設定したり、緑化指導の適用となる対象面積を引き下げるなど民有地のみどりの保全及び創出する手法を強化します。	環境配慮基準の見直し	宅地開発時の既存樹木の保全割合を明確にしたり、緑化計画書を提出する開発面積を引き下げるなど民有地のみどりの保全、創出を検討する。	B	敷地面積が200平方メートル以上の建築行為における緑化について、小金井市まちづくり条例第37条に規定する指定開発事業に該当しないものに適用とした、「小金井市緑化に関する指導等基準」を、令和4年4月1日から施行した基準を制定し、緑化の指導を行った。既存樹木の保全割合について、民有地に制限をかけることにつながるため、慎重な制度検討が必要である。市ホームページ及び多摩建築事務所にて制度の周知を図り、お問い合わせに対し丁寧に説明を行っている。	B		B			ホームページに基準及びよくあるご質問等を掲載し、わかりやすい周知ができるよう改善を図る。
10	1．みどりを守る	①営農支援により農地を守る	1_農業者が営農を維持するための支援として、新規就農者などへの農地の斡旋や、援農ボランティアなどによる担い手不足の補助、簿記講習会の開催、施設整備などに対する補助施策などを実施します。	援農ボランティア事業	援農ボランティアの募集を行う他、営農支援策として未来に残す東京の農地プロジェクト補助金（旧都市農地保全支援プロジェクト補助金）等の補助施策や簿記講習会の開催等を実施する。	B	【援農ボランティア】 ・東京都農林水産振興財団が実施する「援農ボランティア・　東京の青空塾」に登録し、応募者が市内の圃場での実習で、草取り、肥料の運搬、収穫、出荷作業などの作業を農業者から直接指導を受け、その他、研修所での座学や圃場見学を受講し、援農ボランティアの認定を受けた。 （令和5年度認定者数：1人） 【未来に残す東京の農地プロジェクト】 ・防災兼用農業用井戸（2件） ・市民農園整備（1園） 【都市農業経営力化強化事業】 ・パイプハウス等生産施設及び栽培関連施設（1件） 【簿記講習会】 ・講習会6回 　参加人数:延べ19人	B		B			【援農ボランティア】 ・援農ボランティアの認定制度を継続するとともに、マッチングにおける農家、援農ボランティア双方のニーズの把握に努める。 【未来に残す東京の農地プロジェクト（旧名称：都市農地保全支援プロジェクト）】 ・令和5年度から後継事業として「未来に残す東京の農地プロジェクト」として事業を継続していく。 【簿記講習会】 ・継続していく。
11	1．みどりを守る	①営農支援により農地を守る	2_緑化のために必要な樹木は、地元植木業者の生産物を積極的に購入し、営農を支援していきます。	苗木無料配布事業	苗木無料配布事業として市内農家の植木の無料配布を継続して実施する。	B	【苗木無料配布事業】 市内の緑化推進と植木苗木生産振興を目的として、小金井市民を対象に抽選により、苗木の無料配布を実施した。（配布数：春の苗木400本、秋の苗木400本）	B		B			継続していく。

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		取組状況 【A：計画以上に実施／B：計画どおり実施／C：未実施／D：完了・廃止】		評価 【A：計画以上に達成／B：計画どおり達成／C：実施したが計画に未達／D：未実施】		実施効果 【A：計画以上の効果があった／B：見込どおり効果があった／C：見込んだ効果に至らなかった】		改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
NO	基本方針	具体的な取組	主な取組	取組事業名	取組事業内容	AB CD 評価	実施内容	AB CD 評価	左記の理由や詳細（B以外記載）	AB C 評価	左記の理由や詳細（B以外記載）		
12	1. みどりを守る	②活用して農地を守る	3_都市農業への理解や土に触れる機会を得る場として、引き続き市民農園や体験型市民農園の整備を推進していきます。	市民農園の整備	都市農業への理解や土に触れる機会を得る場として、引き続き市民農園の整備を推進する。また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行に伴い、民間企業等による生産緑地での市民農園開設も可能となったことから、多方面への周知を行っていく。	B	【市民農園整備】 令和6年4月1日開園に向け、みどり第3市民農園を整備した。 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行に伴い、生産緑地に市民農園開設も可能になったことから、市内農地所有者宛にパンフレットによる周知を行った。 市民農園：6園　241区画　4,610.37㎡	B		B			継続していく。
13	1. みどりを守る	②活用して農地を守る	4_地域の暮らしに潤いをもたらしてきた都市農地を活用した魅力ある地域づくりを推進するため、収穫体験や農業イベントなどを通して農業者と市民や商業者などの多世代・多様な相手との交流・連携機会の拡大を図ります。	多様な相手との交流連携機会の拡大による農地を活用した魅力ある地域づくりの推進	・農家と商業者等が連携した農地を活用したイベント等の取組みを通して連携機会の拡大に向けた支援を行う。 ・こがねい産業祭りを通じて農業者と市民や商業者との交流機会を拡大する。	B	【親子収穫体験】 市内農家の協力により、キャベツとブロッコリーの収穫体験を開催した。（参加人数：18組/53人） 【農家交流会】 市民を対象に野菜の収穫体験と農家との意見交換会を開催した。（参加人数：32人） 【こがねい産業祭り】 農・商工・観光が一体となったイベント「こがねい産業まつり」を開催開催した。 ・物販のイベント・農業振興品評会（出品点数：936点） ・市内小学生を対象とした農業絵画コンクール（出品点数：222点）	B		B			継続していく。
14	1. みどりを守る	①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る	1_小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会における学識者の意見や環境の変化を踏まえ、庁内関係課や東京都、隣接自治体と連携して玉川上水及びその周辺環境の保全を進めます。	玉川上水及びその周辺環境の保全	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会」を開催する。委員会の意見を踏まえ、土木遺産としての玉川上水を保全する。東京都及び隣接自治体と情報共有を図り、史跡・名勝の保護及び多様な植生環境の管理を行う。	B	関係機関とは現地視察や協議を重ねてきた。	B		B			未整備区間の着手準備に向けて、引き続き東京都と他自治体と調整を図る。 本来の玉川上水の多様性ある植生環境の再生促進も進める。
15	1. みどりを守る	①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る	2_東京都の「史跡玉川上水整備活用計画」及び本市の「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に基づき、文化財の保全を進めます。	桜並木の保全	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用計画」、「史跡玉川上水整備活用計画」（東京都）に基づき、桜並木の保全を進める。また、桜の植樹事業により桜並木の再生を進め、玉川上水のみどりの更新に繋げる。	B	小金井橋～新小金井橋間にヤマザクラを11本補植した。 都立農業高等学校・名勝小金井桜の会と3者で連携協定（補足事項）を締結した。	A	生徒の接ぎ木した苗木を初めて植樹した。	B	3者連携は、桜の育成や植樹事業の安定化に繋がる。		欠損木に対する補植や新植木の枯死に伴う植替えを進める。
16	1. みどりを守る	②玉川上水沿道景観を景観計画や風致地区の方針に基づき守る	3_「東京都景観計画（玉川上水景観軸）」、「玉川上水風致地区」における建築行為などの際の許可事務を行い、建築物の新設や宅地造成の際に緑化などの基準が満たされているか確認します。	風致地区内の緑化基準の確認	「東京都景観計画（玉川上水景観軸）」、「玉川上水風致地区」における建築行為などの際の許可事務を行い、建築物の新設や宅地造成の際に緑化などの基準が満たされているか確認する。	B	令和5年度は3件の許可申請があり、基準に適合するように指導するとともに、基準が満たされていることを確認し、許可書を発行した。	B		B			風致地区の周知を行い、引き続き基準に適合するよう指導を行う。
17	1. みどりを守る	①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る	4_歴史的遺産として、まちの魅力向上に向け、積極的に市内外にPRします。	歴史的文化遺産のPR	文化財センターの他、まちかど歴史ミュージアムやイベントなどを通して、まちの魅力向上に向け、積極的に歴史的遺産としてのPRを市内外にする。	A	市内奉仕団体等で構成される名勝指定100周年記念事業実行委員会において周年記念事業の計画を議論した。	A	100周年記念事業に向けた事業計画を検討することが出来た。	A	頒布物や掲示物、講演会実施、説明板を通して周知啓発を推進することができた。		名勝指定100周年記念を機に積極的に文化財と事業成果のPRを図る。
18	2. みどりをつくる	①新たな公園を整備する	1_小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び（仮称）東小金井駅土地区画整理事業1号公園の整備を進めます。	都市計画公園の整備	小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び（仮称）東小金井駅土地区画整理事業1号公園の整備を進める。	B	三楽公園について、2か年にわたる整備工事が完了した。 今後、小長久保公園及び（仮称）東小金井駅土地区画整理事業1号公園の整備に向け調整を継続する。	B		B			小長久保公園の事業用地について、買取要望の提出があったため、土地開発公社と調整し、用地取得を進める。
19	2. みどりをつくる	①新たな公園を整備する	2_新たな都市公園等の整備を行う際には、市民が計画の検討及び管理に参加できる手法を取り入れます。	市民意見を反映した公園づくり	新規の都市公園等の整備にあたっては、地域の意見を反映する。	B	三楽公園について、地元自治会や関係部署と整備内容について意見交換を実施のうえ、2か年にわたる整備工事を行った。	B		B			今後整備予定の公園においても地域の意見を反映した整備を実施する。
20	2. みどりをつくる	②利用者の少ない公園を改善する	3_利用者の少ない公園等については、近隣住民の意向も踏まえながら、活性化に向けた方策を検討します。改善が難しい場合には、用途変更や売却を行い、他の公園等の魅力向上のための財源の確保を図ります。	低未利用公園等の整理（用途変更や売却検討）	利用が少ない公園について土地利用転換を含めた整理を検討する。整理にあたっては周辺住民の合意形成を図りながら用途変更や売却を進め公園事業費を捻出するとともに機能性の高い公園等の整備を検討する。	B	地域安全課からの防災倉庫用地として用途変更の依頼があった「貫井北町二丁目児童遊園」及び「はなもも広場」の2園について、解体工事を実施し、地域安全課へ所管を換え、用途変更をした。	B		B			地域の合意形成が図りながら、新たな公園の活用について、指定管理者と連携を図りながら検討をする。
21	2. みどりをつくる	②利用者の少ない公園を改善する	4_みどりの配置状況を考慮し、借地公園の設置及び公園等の用地寄附の受入れについて、基準に基づき公園緑地の配置の適正化を図ります。	寄附・借地公園の見直し	公園等の用地の寄附の受け入れや借地公園の継続に関して要綱に基づき、周辺の公園・みどり等の配置状況及びみどりの軸などを考慮し、慎重に検討する。	B	寄附の受け入れや借地公園の在り方等について、複数の地権者から相談があり、要綱等に基づき、丁寧に説明をした。	B		B			今後も制定した要綱に基づき、寄附の受け入れ及び借地公園の取り扱いについて、地権者と丁寧に対応していく。
22	2. みどりをつくる	③公園機能を充実・更新する	5_安全確保のため、老木や倒木の恐れがある樹木や見通しの悪い植栽及び老朽化した公園施設については、劣化状況などを踏まえ、計画的な維持管理を実施します。また都市公園にはプライバシーの保護に留意しながら、防犯カメラの設置を検討します。	公園施設の適正な維持管理	・老朽化した公園施設の更新をする。 ・プライバシーの保護に留意しながら都市公園に、防犯カメラの設置を検討する。	B	・関連する委託契約の不調により令和5年度に延長していた三楽公園の老朽化したトイレの改修工事が、令和5年度に完了した。 ・防犯カメラについて、設置前に周辺住民への説明文を配布し、また、活動ボランティア団体にも事前説明を行い、令和6年1月から栗山公園に防犯カメラを5基設置した。	B		B			・整備工事に当たり、必要な調整は早い段階で周辺住民等と調整し、適宜情報提供をする等丁寧に進めるとともに、適切な工事スケジュールの立案をする。 ・防犯カメラ設置にあたっては、近隣住民への丁寧な説明をした上で、プライバシー保護の観点から近隣住宅や道路の通行人が映り込まないよう配慮し、円滑な運用に努める。
23	2. みどりをつくる	③公園機能を充実・更新する	6_安全確保及び適正な樹木の維持管理を図るため、公園等の樹木について、中低木を主とした植栽を進め、樹種転換及び巨木化・老木化し倒木の危険がある樹木の更新を実施し、適正な樹木配置を図ります。	公園施設の適正な維持管理	小金井市立公園の設計及び維持管理基準に基づく適正な樹木管理を実施する。	B	年間の管理委託や台風前の確認を行い、その他の公園は、予算の範囲内で近隣住民等の要望等に適切に対応した。 また、宅地開発による新設される公園の植栽についても、適切な樹木配置を指導した。	B		B		巨木化・老木化した樹木の維持管理を効果的に行っていく必要があり、樹木の管理基準等の検討し、近隣住民の財産等を侵すことがないよう適切な公園施設の管理が必要である。	令和6年度から始動する指定管理者による維持管理において、連携を図りながら予防的観点による質の高い維持管理を図る。

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		取組状況 【A：計画以上に実施／B：計画どおり実施／C：未実施／D：完了・廃止】		評価 【A：計画以上に達成／B：計画どおり達成／C：実施したが計画に未達／D：未実施】		実施効果 【A：計画以上の効果があった／B：見込どおり効果があった／C：見込んだ効果に至らなかった】		改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
NO	基本方針	具体的な取組	主な取組	取組事業名	取組事業内容	ABCD評価	実施内容	ABCD評価	左記の理由や詳細（B以外記載）	ABC評価	左記の理由や詳細（B以外記載）		
24	2. みどりをつくる	③公園機能を充実・更新する	7_新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止のため、密集・密接を避ける公園管理を行います。	新型コロナウイルス感染拡大防止のための公園利用	国土交通省の通達に基づき、公園利用者にコロナ禍の利用について注意喚起を図る。	B	栗山公園バーベキュー広場の使用は休止していたが、使用時間及び人数制限を設けたうえで、使用を開始した。	B		B			使用時間や人数制限について、今後の運用変更についても、今後の情勢やコロナ対策の方針緩和にあわせて、ホームページ等で周知のうえ、円滑に運用していく。
25	2. みどりをつくる	④事業者、市民とともに公園管理を行う ★	8_★環境美化サポーター制度のさらなる活用を図るため、サポーター同士の意見交換の場づくりや活動状況の情報発信を進めます。	既存のボランティア活動の支援	現在参加しているボランティアの方の技術力やモチベーション向上のため、ボランティア同士の横の繋がりを形成することができる場を設ける。	B	環境美化サポーターの希望者とともに親睦会やワークショップを継続して実施し、更に他市公園の視察も行うことで、環境美化サポーター同士の横のつながりを広めるとともにモチベーションの向上を図った。 （実施回数） 親睦会：1回、ワークショップ：2回、先行事例バス視察：1回	B		B			前年度実施の親睦会にて要望の多かった、継続性のある親睦会や環境美化サポーターの技術力向上を図る講演等など、市と令和6年度から始動する指定管理者とともに連携し行っていく。
26	2. みどりをつくる	④事業者、市民とともに公園管理を行う ★	9_★子育て世代や子どもが空いた時間に気軽に参加できるボランティア制度の導入を検討します。	気軽に参加できるボランティア制度の検討	ボランティアが若い世代へ浸透していないため、子育て世代や子どもが空いた時間に気軽に参加できるボランティア制度の導入を検討する。	B	切れ目のない市民協働の仕組みづくりのため、将来世代の子どもの参加が可能な花の植え替えイベントを実施した・ むさこぷらっと公園（29人・うち子ども16人）、栗山公園（52人・うち子ども45人）及び梶野公園（47人・子ども24人）	B		B			市も引き続き、環境美化サポーターとも連携を図りながら、イベントを実施するにあたり、令和6年度から始動する指定管理者とも協働し、継続性のある市民協働体制を築いていく。
27	2. みどりをつくる	④事業者、市民とともに公園管理を行う ★	10_★梶野公園サポーター会議をモデルに地域住民が管理するモデル公園の選定、公園サポーター会議などの設置の検討をします。	公園サポーター会議の設置	梶野公園サポーター会議をモデルに、浴恩館公園及び三楽公園においても市民が公園等の管理・運営に参加できる仕組みづくりを進める。	B	三楽公園では、地元自治会、敬老会及び近隣学童保育所と連携し、各団体の協力のもと、公園内に花木を植えた。花木を通して一緒に作業する協働事業を行った。 浴恩館公園では、環境美化サポーターと課題等の共有を図り、必要な除草、剪定を実施した。	B		B			緊急的な課題については、その都度協議の上、課題解決するとともに、定期的な協議を継続する。
28	2. みどりをつくる	④事業者、市民とともに公園管理を行う ★	11_★都市公園については、さらなる魅力向上のため、指定管理制度の導入に向けた検討を進めます。	指定管理者制度などの民間活力導入の検討	令和6年度からの指定管理者制度導入に向け、関係団体や市内事業者等と連絡調整を行い円滑な制度導入を進める。	B	令和6年度からの指定管理者が円滑に業務を開始できるように、候補者決定後、関係団体等との顔合わせや意見交換を実施した。	B		B			令和6年度からの指定管理者制度導入開始後も、指定管理者と綿密に連絡をとりあい、情報共有や各種事業の連携を行っていく。
29	2. みどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	1_公共施設の新設時には「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、敷地面積が250㎡以上の場合、敷地内の緑化をします。	公共施設の緑化推進	学校、保育園、地域センター等の公共施設の新規整備や改修時に、公共施設の緑化を推進します。	C	該当工事がなかったため、公共施設の緑化は実施していない。	D	学校、保育園等のトイレ改修や空調設備等、公共施設の一部整備が主な工事内容であったため。	C	該当工事がなかったため		敷地面積が250㎡以上の新設工事があった場合、都条例に基づき敷地内の緑化を推進していく。
30	2. みどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	庁舎の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	本庁舎は11月にボランティアによる樹木剪定、1月、2月に委託業者によりヒマラヤ杉剪定(本庁舎駐車場内)と道路にはみ出し電線にかかっている支障木1本を安全性確保のため伐採した。	B		B			本庁舎駐車場内のヒマラヤ杉にカラスの巣がたびたび作られるようであるとカラス除けのための対策が必要である。今後も樹木の健康と安全性を維持していく。
31	2. みどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	集会施設の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	委託により樹木の剪定を実施し、近隣の安全確保を図った。	B		B			更なる巡視を行い、引き続き高木も含めた適切な管理を計画的に実施する。
32	2. みどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	ごみ処理施設の樹木等の適切な植栽管理	周辺環境と調和するよう適切に維持管理を行い、緑の量を維持する。	B	野川クリーンセンターの樹木等の適切な維持管理を行った。	B		B			令和7年3月末に新施設である資源物処理施設が竣工する予定である。施設建設と併せて、周辺環境に調和する植栽を実施する予定である。
33	2. みどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	保育園の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	植栽の剪定を実施し、保育園並びに近隣の安全確保を図った。	B		B			令和6年度も継続して取り組み、安全を確保し緑の量を維持する。
34	2. みどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	学童保育所の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	植栽の剪定を実施し、学童保育所並びに近隣の安全確保を図った。	B		B			令和6年度も継続して取り組み、安全を確保し緑の量を維持する。
35	2. みどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	児童館の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	植栽の剪定を実施し、児童館並びに近隣の安全確保を図った。	B		B			令和6年度も継続して取り組み、安全を確保し緑の量を維持する。
36	2. みどりをつくる	①学校のみどりをつくり、親しむ	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	学校の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	枝折れ等老木化に伴う事象の発生時にも、伐採・伐根は極力行わず、強剪定までにとどめることで、全体としての緑の量が減少しないように努めている。	B		B			現状維持・管理には努めているが、ソメイヨシノなどの一定の寿命がある品種の樹木については、植樹から60年以上が経過し、今後もより一層の老木化が進んでいくことが見込まれる。可能な限りの維持に努めるが、いずれかの段階で若木への植え替えは発生するものと考えられる。
37	2. みどりをつくる	①学校のみどりをつくり、親しむ	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	公民館の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	枯枝撤去委託、西側樹木強剪定委託（緑分館） 樹木剪定委託（貫井北分館） 高木等剪定委託、高木伐採委託（貫井南分館）	B		B			引き続き樹木等の適切な植栽管理を行う。
38	2. みどりをつくる	①学校のみどりをつくり、親しむ	3_学校ビオトープの維持管理をします。	ビオトープの適切な維持管理	学校等の要望に基づき、ビオトープに関する修繕及び原材料の購入等の必要が生じた際、施設補修の場合に対応する。	B	学校配当予算の範囲内でビオトープの維持管理に努めた。	B		B			ビオトープを、単に学校に存在する場所というだけでなく、自然観察や生物多様性等の学習の場とすることで、児童たちにより深い環境への理解を促進するきっかけとなるよう取り組みを発展させていきたい。

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		取組状況【A：計画以上に実施／B：計画どおり実施／C：未実施／D：完了・廃止】		評価【A：計画以上に達成／B：計画どおり達成／C：実施したが計画に未達／D：未実施】		実施効果【A：計画以上の効果があった／B：見込どおり効果があった／C：見込んだ効果に至らなかった】		改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
NO	基本方針	具体的な取組	主な取組	取組事業名	取組事業内容	ABCD評価	実施内容	ABCD評価	左記の理由や詳細（B以外記載）	ABC評価	左記の理由や詳細（B以外記載）		
39	2. みどりをつくる	①学校のみどりをつくり、親しむ	4_子どものみどりや自然への愛着醸成に向け、学校ビオトープ、公園、国分寺崖線、野川、玉川上水などのみどりを学校教育に活用します。	環境学習の推進（ビオトープ活用）	学習指導要領や東京都の環境教育指導資料で示された内容に従った指導を行うとともに、本市として環境教育を重要な教育課題の一つであると捉えているため、充実を図るよう努める。	A	市内小学校1校において学校ビオトープを活用した理科の学習を実施した。小金井公園、野川公園、武蔵野公園、野川等で環境教育を実施し、みどりや自然への愛着を育んだ。 小金井市気候非常事態宣言を受け、各学校における環境教育のさらなる充実を図るため、児童・生徒一人一人が環境教育を含めた「社会の問題を自分事化するための教育活動である「ハチドリプロジェクト」に取り組んだ。児童・生徒から原案を募集し、マスコットキャラクターを作成した。	B		B		学区域の自然環境が学校によって異なるため、学校ごとに環境教育のさらなる充実を図ることができるように、内容等を検討するように指導する。児童・生徒一人一人が自分事として捉えられるようなハチドリプロジェクトになるように各校の取組をさらに工夫していくように指導する。	児童・生徒の思いや考え、発想を生かしたハチドリプロジェクトの取組となるようにしていく必要がある。そのためには、各校の取組の意見交換や情報交換をする場を設定する必要がある。ハチドリプロジェクトのマスコットキャラクターの活用についても検討していく必要がある。
40	2. みどりをつくる	①学校のみどりをつくり、親しむ	5_芝生化した校庭の芝生を良好な状態で維持するために、専門家による定期的な点検と必要な維持管理を行うとともに、芝生の維持管理ボランティアへの適切な指導をします。	小中学校運動場芝生維持管理	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を進める。	B	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を行い、ボランティアの参画による地域連携と芝生を活かした教育活動に貢献している。	B		B			ボランティアの確保及び円滑な運営体制を課題としている。専門事業者に定期的な点検と保守を委託するとともに、維持管理ボランティア及び学校への適切な指導を継続して行い、安定的な運営体制の構築を図る。また、学校と共に活動の周知・広報を行う。
41	2. みどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	6_★公共施設の植栽や生け垣を適切に管理する担い手の発掘をします。	環境美化サポーター制度（活動の拡大推進）	剪定ボランティアによる公園や公共施設の植栽の管理を支援するなど、市民協働による緑の維持管理を推進する。	B	環境美化サポーターである剪定サークルにより、公共施設等の植栽管理に際し、用具の貸与及び枝葉回収を実施した。 （活動実績）年間延べ参加人数525人により、23箇所の公園緑地や公共施設を、合計21回、中低木の剪定を実施いただいた。	B		B		従来も剪定作業前には現場にて打合せを実施しているが、今後の課題等を共有するため、指定管理者とも意見交換会の実施が必要である。	定期的な意見交換会を実施し、市民協働による植栽管理の推進を図る。
42	2. みどりをつくる	①住宅のみどりを増やす★	2_★生け垣造成奨励金制度及び保存生け垣の適用対象の拡大により、より活用しやすい制度とします。さらに緑化指導時に制度の周知を行い、指定を進めます。	生け垣造成奨励金交付制度・保存生け垣の指定要件の見直し	より活用しやすい制度とするため、要件の見直しを行い、制度の周知を行う。	B	生け垣造成奨励金交付制度及び保存生け垣について、 令和3年度と令和4年度に、生け垣造成奨励金交付要綱及び緑地保全及び緑化推進条例施行規則を改正し、生け垣の指定要件を緩和した。 要件緩和したことや制度自体の周知を行った。	B		B			制度周知を図り、奨励金等の活用促進を図り、民有地のみどりの創出に努める。
43	2. みどりをつくる	①住宅のみどりを増やす★	3_東京都苗木生産供給事業を活用して、イベントなどを通じて、個人向けに苗木の無償提供を行います。	苗木の配布	イベント実施に伴い苗木の配布を実施することにより民有地の緑化促進を図る。	B	梶野公園まつり（令和5年10月29日開催）に合せて一般公募者100名にブルーベリーの苗木を1本ずつ配布した。その際、保全緑地制度についてのご案内も同封することで周知の機会とした。	B		B			ブルーベリー苗木配布の方法について、当年度は、当日先着順とした。現地先着順では混乱したため、インターネットによる申込方法も検討した。苗木配布の実施時期及び場所を、梶野公園等のイベント時に合わせ実施し、イベント来園者やそれまで苗木配布に関心のなかった方々にも、同事業を周知する機会とし、身近なみどりを増やす意識づけとして、続けていきたい。
44	2. みどりをつくる	②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす★	4_★緑化スペースが十分でない市街地での緑化を進めるため、屋上緑化、壁面緑化 など多様な緑化手法について、環境配慮基準の緑化面積に含めることを検討します。	環境配慮基準の見直し（屋上緑化・壁面緑化等）	環境配慮基準の「1.緑を守り育てる」に関する規定を見直し、屋上緑化、壁面緑化も緑化面積に含めることを検討する。	B	敷地面積が200平方メートル以上の建築行為における緑化について、小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号）第37条に規定する指定開発事業に該当しないものに適用とした、「小金井市緑化に関する指導等基準」を、令和4年4月1日から施行した基準を制定し、緑化の指導を行った。（11−4と同内容）	B		B			ホームページに基準を掲載し、よくあるご質問に、わかりやすく対応できるよう改善したい。
45	2. みどりをつくる	②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす★	5_★市街地の緑化を進めるため、新たに緑化指導に関する規定を整備し、指定開発事業に該当しない規模の建築行為に対しても緑化指導を行うことで、より多くの住宅、事業所、商業施設などにおいて、緑化を推進します。	緑化指導に関する規定の整備	新たに緑化指導に関する規定を整備し、指定開発事業に該当しない規模の建築行為に対しても緑化指導を行う。	B	敷地面積が200平方メートル以上の建築行為における緑化について、小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号）第37条に規定する指定開発事業に該当しないものに適用とした、「小金井市緑化に関する指導等基準」を、令和4年4月1日から施行した基準を制定し、緑化の指導を行った。（11−4と同内容）	B		B			ホームページに基準及びよくあるご質問に、わかりやすく周知を図る。
46	2. みどりをつくる	②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす★	6_鉄道沿線などの身近な交通軸周辺の公共施設での緑化に取り組みます。	中央線沿線の緑化推進	中央線沿線に隣接する公的施設の緑化を推進していく。	C	中央線沿いの公的施設の新たな緑化に至っていない。	C	対象となる施設がなかった。	C	対象となる施設がなかった。		今後も公的施設での緑化を図っていく。
47	2. みどりをつくる	①都市計画道路などの街路樹をつくる	1_都市計画道路などの幅員の広い道路の街路樹では、景観の形成、生き物の生息空間の確保、緑陰の創出などの観点から、みどりの量を維持しつつ、安全確保を図りながら、樹木の植栽などを行い、みどりのネットワークの充実を図ります。 3_都市計画道路や安全な歩行空間を確保できる道路の整備時には、植栽幅をできるだけ確保することにより、街路樹、低木や草本類などの植栽を行い、多様なみどりの環境を提供します。	都市計画道路の植栽整備	都市計画道路整備時には、街路樹、低木及び草本類などの植栽を行い、多様なみどりの環境整備を行う。	B	完成した都市計画道路の低木の植栽が枯れていたため、予算の範囲内で補植を実施	B		B		まだ枯れている部分があるため、令和6年度も引き続き、予算の範囲内で実施予定	限られた予算の範囲内で街路樹の管理を行っているが、維持管理費が足りていない状況であるため、予算の拡大が必要である。
48	2. みどりをつくる	②遊歩道や緑道などのみどりをつくる	2_市街地の街路樹の管理では、落葉に対する地域住民の理解を得ながら、緑陰を保つなど適切な管理をきめ細かに進めます。 4_都市計画道路や公園、遊歩道の植栽を適切に維持管理します。	街路樹の適切な維持管理	都市計画道路や遊歩道の植栽を地域住民や歩行者の安全確保を図るため、適切に維持管理する。	B	都市計画道路や遊歩道において植栽帯の計画的な剪定や適宜補植を行い、歩行者等の通行の安全を確保した。	B		B		都市計画道路や遊歩道において植栽帯の計画的な剪定や適宜補植を行い、歩行者等の通行の安全を確保した。	遊歩道の植栽帯の剪定については、多くの要望が寄せられているため、より効率的かつ経済的に作業を実施する必要がある。
49	2. みどりをつくる	②遊歩道や緑道などのみどりをつくる	4_都市計画道路や公園、遊歩道の植栽を適切に維持管理します。	公園樹木の適切な維持管理	公園樹木を地域住民や公園利用者の安全を確保するため、適切に維持管理をする。	B	市内221箇所の公園等で安全上支障となる樹木は優先的に伐採や剪定等を行った。 草刈り等の回数については、繁茂状況に応じて221箇所の作業回数を見直した。	B		B			台風等の襲来により公園利用者や近隣住民の安全が危ぶまれる樹木等がないかを、事前に調査の上危険が及ぶ前に事前に作業を行えるようにする。

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		取組状況 【A：計画以上に実施／B：計画どおり実施／C：未実施／D：完了・廃止】		評価 【A：計画以上に達成／B：計画どおり達成／C：実施したが計画に未達／D：未実施】		実施効果 【A：計画以上の効果があった／B：見込どおり効果があった／C：見込んだ効果に至らなかった】		改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
NO	基本方針	具体的な取組	主な取組	取組事業名	取組事業内容	AB CD 評価	実施内容	AB CD 評価	左記の理由や詳細（B以外記載）	AB C 評価	左記の理由や詳細（B以外記載）		
50	3. みんなで取り組む	②みどりと親しむ機会を増やす	1_★将来のみどりの担い手となる小中学生や子育て世代を対象とした、みどりに関するイベントを開催するなど、環境学習を充実します。なお、イベント開催に当たっては、大学や植木農家などの地域の多様な人材を活用することを検討します。	環境学習の充実	大学などの地域の多様な人材を活用して、将来のみどりの担い手となる小中学生や子育て世代を対象とした、みどりに関するイベントを開催するなど、環境学習を充実する。	B	【環境教育事業】 小金井第四小学校の5年生を対象として、森林の大切さを学ぶことを通じて、地球温暖化対策について深く考えてもらえるよう、環境教育事業を実施した。 （主な実施内容） カーボンニュートラルへの理解を深めることを目的とした出前授業・身近な緑や自然の大切さを学ぶことを目的とした「ハナズミ」づくり体験のプログラム実施支援 【森林教育事業】 森を活かすことの意義を体験的に学ぶため、森林教育（間伐体験、造材搬出体験、間伐材加工品製作体験） を実施した。 なお、環境教育事業、森林教育事業 とも、東京学芸大学と連携・ 協働して事業を実施した（環境教育事業は東京学芸大学、カシオ計算機株式会社と連携・協働）。	B		B		両事業ともに、概ね満足のいく内容であったが、毎年実施した事業の反省点等を踏まえて少しずつ内容を見直す等、よりよい事業となるよう改善を図る必要がある。	令和４年１月１日に発出した「小金井市気候非常事態宣言」において、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、様々な事業を推進している。 気候危機を自らの問題として認識して、気候危機への対策を加速させるため、「一人ひとりから始める意識改革」等、積極的に取組もうとする姿勢や気持ちを醸成するため、引き続き、小中学生を対象とした環境啓発意識の啓発を図る必要がある。
51	3. みんなで取り組む	①みどりに関する情報を発信・共有する★	2_★みどりの実態調査結果やみどりの基本計画などを子どもも含めた市民に分かりやすく紹介します。	みどりに関する情報発信	みどりの基本計画、みどりの実態調査、ガーデニングや緑化の事例、支援制度、ボランティア活動等、みどりに関する情報発信を充実する。	B	市報（令和5年6月1日号）の環境特集号において、環境美化サポーターの活動について写真やインタビュー記事を盛り込み、紹介することで、より魅力が伝わるよう周知を図った。 身近なみどりフォトコンテストとして、生け垣と庭の写真を募集し、各部門に市長賞を決定し、優秀作品を市報や市ホームページ等で周知した。	B		B			市報（令和5年6月1日号）の環境特集号において、好評だった環境美化サポーターへのインタビュー記事やボランティア活動の紹介を、継続性をもたせ、また令和4年度にも実施した子ども絵画コンテストの作品を紹介する等、工夫を凝らした紙面構成にしてみどりの関心を高める広報をする。
52	3. みんなで取り組む	①みどりに関する情報を発信・共有する★	3★市のみどりの実態や、緑化の制度、ボランティア活動などのみどりに関する情報を市の広報やホームページを用いて発信・共有します。	みどりに関する情報発信 ※再掲	みどりの基本計画、みどりの実態調査、ガーデニングや緑化の事例、支援制度、ボランティア活動等、みどりに関する情報発信を充実する。	B	市報（令和5年6月1日号）の環境特集号において、環境美化サポーターの活動について写真やインタビュー記事を盛り込み、紹介することで、より魅力が伝わるよう周知を図った。 身近なみどりフォトコンテストとして、生け垣と庭の写真を募集し、各部門に市長賞を決定し、優秀作品を市報や市ホームページ等で周知した。	B		B			市報（令和5年6月1日号）の環境特集号において、好評だった環境美化サポーターへのインタビュー記事やボランティア活動の紹介を、継続性をもたせ、また令和4年度にも実施した子ども絵画コンテストの作品を紹介する等、工夫を凝らした紙面構成にしてみどりの関心を高める広報をする。
53	3. みんなで取り組む	①みどりに関する情報を発信・共有する★	4_★環境フォーラムなどのイベントの機会の活用により、みどりに関する情報を発信します。	環境啓発事業（環境フォーラム）の開催支援	環境をテーマに活動する様々な団体が交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う場として、環境フォーラムを開催する。	B	令和5年度は「自然との共生について考えよう」をテーマとして、宮地楽器ホールと市民会館萌え木ホールにて環境フォーラムを実施した。当日は環境賞受賞作品の展示や、市内中学生が間伐材で作った展示・木工作品ワークショップの開催、市内の環境団体の活動紹介パネルの展示や、市民の意識調査アンケートや気候危機車座トークなどを実施した。3月9日～11日の3日間で合計1，239人の来場者があり、市民の環境意識向上を図ることができた。	B		B		今後も引き続き、市民の興味関心を引くことができるような事業を展開していく必要がある。	令和４年１月１日に発出した「小金井市気候非常事態宣言」において、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、様々な事業を推進している。 環境フォーラムについても、環境啓発の一環として、多くの市民に地球温暖化対策について、環境保全についてや生物多様性についてを知っていただく機会となるよう、工夫して事業を展開していく必要がある。
54	3. みんなで取り組む	②みどりと親しむ機会を増やす	5・市民が実施したみどりの調査結果を活用して、みどりの実態に関する情報を共有します。	市民団体によるみどり調査の情報共有	市民団体との連携の強化を図り、植物や生き物の観察記録や資料をホームページ等で広く周知できるよう調整を図る。	C	ホームページに掲載可能な資料がなかったため、周知に至らなかった。	D	ホームページに掲載可能な資料がなかったため、周知に至らなかった。	C	ホームページに掲載可能な資料がなかったため、周知に至らなかった。	市民団体等から資料の提供があった際には、内容及びホームページでの公開が可能かどうかについて確認する。	市民団体等から資料の提供があった際には、内容及びホームページでの公開が可能かどうかについて確認し、可能な場合についてはホームページ等で周知を行う。
55	3. みんなで取り組む	①みどりに関する情報を発信・共有する★	6_優れた緑化事例やガーデニングを紹介することで、事業者や市民の緑化への関心を高めます。	緑化施設の表彰制度の実施	優れた緑化事例やガーデニングを市の広報やホームページで紹介するなどし、市民の緑化への関心を高める。	B	身近なみどりフォトコンテストとして、生け垣と庭の写真を募集し、各部門に市長賞を決定し、優秀作品を市報や市ホームページ等で周知した。	B		B			優れた緑化事例やガーデニングを市の広報やホームページで紹介する。
56	3. みんなで取り組む	②みどりと親しむ機会を増やす	7・市民が主体となって開催する自然観察会を後援するとともに、観察会で得られた情報をホームページなどに集約・周知できるよう関係団体などとの連携を図ります。	自然保護教室の開催支援	市民団体主催の自然観察会や生き物調査等の開催情報を市ホームページやSNSで発信する。	B	はけの森調査会の自然観察会の開催情報を市報等で周知した。	B		B			はけの森調査会等の市民団体主催の自然観察会や生き物調査等の開催情報を市ホームページやSNSで発信する。
57	3. みんなで取り組む	①みどりに関する募金などできることからはじめる	1_みどりに関する募金など、新たな財源確保につながる仕組みづくりを検討します。	みどりに関する新たな歳入確保	公園スポンサー制度など、新たな歳入確保につながる仕組みづくりを検討する。	B	新たな歳入確保につながる取組について、指定管理者から、栗山公園・梶野公園において、自動販売機の設置の提案を受けた。	B		B			令和6年度以降、指定管理者と連携を図りながら、新たな歳入確保につながる取組を検討する。
58	3. みんなで取り組む	①みどりに関する募金などできることからはじめる	2_イベントにより花壇の植え替えを行うなど、子どもが気軽にみどりに触れられる機会を設け、担い手の確保を図ります。	環境学習の充実 （公園花壇の活用）	子どもの身近にある公園花壇で植え替えイベントを実施し、草花に触れ合う機会を設ける。	B	・むさこぷらっと公園にて、令和5年6月と11月に、親子参加型植え替えイベントを実施した。 ・栗山公園にて、令和5年6月と11月に、親子参加型植え替えイベントを実施した。 ・梶野公園でも、今年度から親子参加型植え替えイベントを実施した。 むさこぷらっと公園（29人・うち子ども16人）、栗山公園（52人・うち子ども45人）及び梶野公園（47人・子ども24人）	B		B			日頃から環境美化サポーターが活動している公園を対象として、引き続き、環境美化サポーターとも連携を図りながら、イベント実施を計画する。 過年度に実施したむさこぷらっと公園、栗山公園の他に梶野公園でも新たに子供向けの植え替えイベントを実施する。 また、近隣の保育園等の園児の参加を促すよう関係課と調整する。
59	3. みんなで取り組む	②ボランティア活動に取り組む★	3_浴恩館公園及び三楽公園において公園サポーター会議などの設置を検討し、市民参加による公園づくりを推進します。	市民参加による公園づくり（公園サポータ制度） ※再掲	梶野公園サポーター会議をモデルに、浴恩館公園及び三楽公園においても市民が公園等の管理・運営に参加できる仕組みづくりを進める。	B	三楽公園では、地元自治会、敬老会及び近隣学童保育所と連携し、各団体の協力のもと、公園内に花木を植えた。花木を通して一緒に作業する協働事業を行った。 浴恩館公園では、環境美化サポーターと課題等の共有を図り、必要な除草、剪定を実施した。	B		B			緊急的な課題については、その都度協議の上、課題解決するとともに、定期的な協議を継続する。
60	3. みんなで取り組む	②ボランティア活動に取り組む★	4_環境美化サポーターへの用具の貸し出しなどを今後も継続します。	環境美化サポーター制度 （活動支援）	環境美化サポーターへ活動に必要な器具の貸し出しを継続する。	B	新たに環境美化サポーターに登録のあった団体及び必要な器具の要望があった団体に対して、竹箒等の必要な器具を貸与をした。また、環境美化サポーターのベストや腕章など、ご要望に応じて、新たに発注した。	B		B			市報（環境特集号）や市ホームページにて制度の周知を図り、環境美化サポーターの新規登録につながるよう取り組む。
61	3. みんなで取り組む	②ボランティア活動に取り組む★	5_若い世代のボランティア登録を促進します。	多様なボランティア人材の確保	高齢化により活動が困難になるボランティア団体があることから、子育て世代や小中学生が気軽に参加できるようなイベント等を実施し、新たなボランティア活動参加者を確保する。	B	切れ目のない市民協働の仕組みづくりのため、将来世代の子どもの参加が可能な花の植え替えイベントを実施した・ むさこぷらっと公園（29人・うち子ども16人）、栗山公園（52人・うち子ども45人）及び梶野公園（47人・子ども24人）	B		B			市も引き続き、環境美化サポーターとも連携を図りながら、イベントを実施するにあたり、令和6年度から始動する指定管理者とも協働し、継続性のある市民協働体制を築いていく。

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		取組状況【A：計画以上に実施／B：計画どおり実施／C：未実施／D：完了・廃止】		評価【A：計画以上に達成／B：計画どおり達成／C：実施したが計画に未達／D：未実施】		実施効果【A：計画以上の効果があった／B：見込どおり効果があった／C：見込んだ効果に至らなかった】		改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
NO	基本方針	具体的な取組	主な取組	取組事業名	取組事業内容	ABCD評価	実施内容	ABCD評価	左記の理由や詳細（B以外記載）	ABC評価	左記の理由や詳細（B以外記載）		
62	3. みんなで取り組む	②ボランティア活動に取り組む★	6.★市民協働の主体である環境市民会議と連携しながら、みどりの保全活動や情報発信を行います。	環境市民会議との連携	環境市民会議による活動を支援する。	B	補助金交付による活動の支援のほか、環境フォーラムの展示内容について等、複数回協議を実施した。	B		B			補助金交付による活動の支援のほか、必要に応じた協議等実施していく。
63	3. みんなで取り組む	②ボランティア活動に取り組む★	7.梶野公園や浴恩館公園では、ボランティア団体の横のつながりから多世代の交流が生まれています。こうした横のつながりをより深めるために団体の要望などを聞く機会を継続していきます。 8★花壇ボランティアと剪定ボランティアなど、ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施します。	環境美化サポーター制度（花壇ボランティア・剪定ボランティアの人材育成）	花壇ボランティアのネットワークを推進するために、情報交換会の実施や他団体への視察を継続する。このほかのボランティア同士の横のつながりを深めるために、情報交換会を定期的に実施する。	B	環境美化サポーターの希望者とともに親睦会やワークショップを継続して実施し、更に他市公園の視察も行うことで、環境美化サポーター同士の横のつながりを広めるとともにモチベーションの向上を図った。 （実施回数） 親睦会：1回、ワークショップ：2回、先行事例バス視察：1回	B		B			前年度実施の親睦会にて要望の多かった、継続性のある親睦会や環境美化サポーターの技術力向上を図る講演等など、市と令和6年度から始動する指定管理者とともに連携し行っていく。

資料７

小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について

本ガイドラインの構成（案）

構成	検討時期
１　策定の趣旨 ２　策定の目的 ３　対象範囲 ４　関連計画等との整合性	令和５年度第１回検討内容
５　市立公園等の樹木の現状と課題 ６　公園のみどりに求められる機能	令和５年度第２回検討内容
７　市立公園等の樹木の目指すべき姿 ８　市立公園等の樹木の管理の基本方針 ９　市立公園等の樹木の具体的な管理方法	令和６年度検討内容

１　策定の趣旨

⑴　市立公園等の現状と課題

小金井市内には２２３（令和５年４月１日時点）の市立公園及び滄浪泉園緑地（以下「市立公園等」という。）が設置されており、市職員、委託事業者、環境美化サポーター及び市民により維持管理を行っている。

しかし、平成５年度以前に設置され、供用開始から３０年以上経過した公園は９２箇所（全体の４割）を占めており、樹木の老木化と高木化が進んで、樹木自体に衰退が起こっている状況である。

また、供用開始から３０年以上経過した公園のうち６５箇所（約７割）が３００㎡以下の小規模公園となっており、市立公園等の周辺住民の方から樹木の剪定や伐採を要望する問い合わせが全体の約５割以上を占めている状況である。

⑵　公園の質の向上について

市立公園等は、散歩や運動の場、子どもの遊び場、地域交流の場及び火災時の延焼防止等の多様な機能を有しており、地域の魅力向上に資する有効な公共施設であるため、本市では、平成３１年３月に「小金井市公園等整備基本方針」を策定し、「公園の質の向上」を基本方針として定めている。

⑶　住宅都市にふさわしい質の高いみどりについて

市立公園等は、市民にとって身近なみどりである一方、みどりの量を確保するだけでなく、住宅都市である本市のみどりは、安全で快適な場所として存在する必要があるため、本市では、令和３年３月に「小金井市みどりの基本計画」を策定し、住宅都市の中にあるみどりの在り方を見直し、定期的に人の手を加え、樹木の健全性の確保と人の安全性の確保の両面から、樹木を間引いたり、再生するなどの措置をとることにより、住宅都市にふさわしい質の高いみどりをめざすことを将来像として位置付けている。

⑷　市立公園等の樹木管理の検討について

市立公園等の樹木自体に衰退が起こっていることや周辺住民から多くの要望を受けている状況を受け、将来に渡って、市立公園等の樹木がもたらす恩恵を享受していくためには、今ある樹木をどのように今後管理していく必要があるのか、小金井市みどりの基本計画等では言及できていない具体的な管理方法について検討が必要となっている。

２　策定の目的

小金井市の市立公園等では、公園の種別により、樹木の目的や立地環境はそれぞれ異なっているため、樹木の現状や立地環境に応じた維持管理を計画的に実施していくことが必要である。

そのため、市立公園等の現状を踏まえた目指すべき姿を定めて、その目標に向けた公園の種別の管理計画や管理方法を定めるための指針として活用することを目的とする。

３　対象範囲

⑴　市立公園

ア　都市公園（都市公園法第２条に規定する市立の都市公園）

イ　都市公園以外の公園（児童遊園、子供広場）

ウ　都市公園以外の緑地（緑地、公共緑地）

⑵　滄浪泉園緑地（都市緑地法に基づき指定された特別緑地保全地区）

4　関連計画等との整合性

小金井市みどりの基本計画 小金井市公園等整備基本方針 小金井市立公園の設計及び維持管理基準 公園施設の安全点検に係る指針（国土交通省） 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（国土交通省） 生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引き（東京都）

<u>小金井市立公園等の樹木管理ガイドライン</u>

関連計画等との整合性を図るポイントは以下のとおりとする。

計画名称	公園・緑地に関連して整合性を図るポイント
小金井市みどりの基本計画（令和３年３月）	＜位置付け＞　みどりの保全及び緑化推進のため、中長期的な視点で、その将来像、目標及び取組をまとめたもの。 （みどりの将来像）住宅都市にふさわしい質の高いみどりがあふれるまちを目指すために、定期的に人の手を加え、適正に管理する必要がある。 （都市公園等の整備及び管理の方針） ・公園等の植栽については、安全確保のため、老木や倒木の危険のある樹木は植え替えなどによる新陳代謝を図る。 ・市域を東西、南北につなぐみどりの軸を形成するため、みどりの軸の周辺の公園等については、生物多様性の確保や生態系ネットワーク形成を考慮して、植栽管理を図る。
小金井市公園等整備基本方針（平成31年３月）	＜位置付け＞小金井市に相応しい公園等のあり方をまとめたもの。 （基本理念）小金井市民の住みよさ、定住につながる質の高い公園整備 （基本方針）公園等の総量は維持しつつ、質の向上を図る
小金井市立公園の設計及び維持管理基準（令和３年３月）	＜位置付け＞公園等の適正な配置、整備及び維持管理について必要な事項を定めたもの。 （市立公園の設計及び維持管理）幼児・児童の遊び場という観点に留まらず、高齢者及び障害者の利用にも十分に配慮した施設となるよう配慮する。
公園施設の安全点検に係る指針（案）（国土交通省・平成27年４月）	＜位置付け＞都市公園における安全・安心の確保を図るため、公園施設の状況を的確に把握し、適切な安全点検が行われるように考え方等をまとめたもの。 （都市公園の価値と安全性）安全性の確保と多様な公用の発揮を両立する必要がある。 （公園施設における安全性の向上に関する基本的な考え方）事故につながる危険性を予見する観点を持って安全点検を行う。

計画名称	公園・緑地に関連して整合性を図るポイント
都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)(国土交通省・平成 29 年 3 月)	＜位置付け＞都市公園の樹木の健全な育成を図りつつ、樹木を起因とした事故等を未然に防止し、公園利用者等の安全・安心を確保するための基本的な考え方をまとめたもの。 （基本的考え方）樹木の点検・診断は、その結果行われる通常有すべき安全性の確保と、当該樹木の健全な育成や機能・効用の増進との両立を図る。
生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引き（東京都・令和 4 年 6 月）	＜位置付け＞公園・緑地で、生物多様性に配慮した整備・管理や市民が身近に自然や生きものと親しめる場所とするための事例をまとめたもの。 ・各緑地区分の特徴と整備・管理の方向性

5　市立公園等の樹木の現状と課題

⑴　公園の現状

本市の公園は全体的に小規模な公園が多いのが特徴で、３００㎡以下の公園が１４８箇所（全体の６割以上）を占めており、とりわけ１００㎡未満の公園は、８７箇所（全体の約４割）を占めている。これは、公園の成り立ちが開発により提供された公園がほとんどで、改正前（平成１９年２月）の小金井市宅地開発等指導要綱は１００㎡未満のものも提供を受けていたこともあり、このような現状となっている。

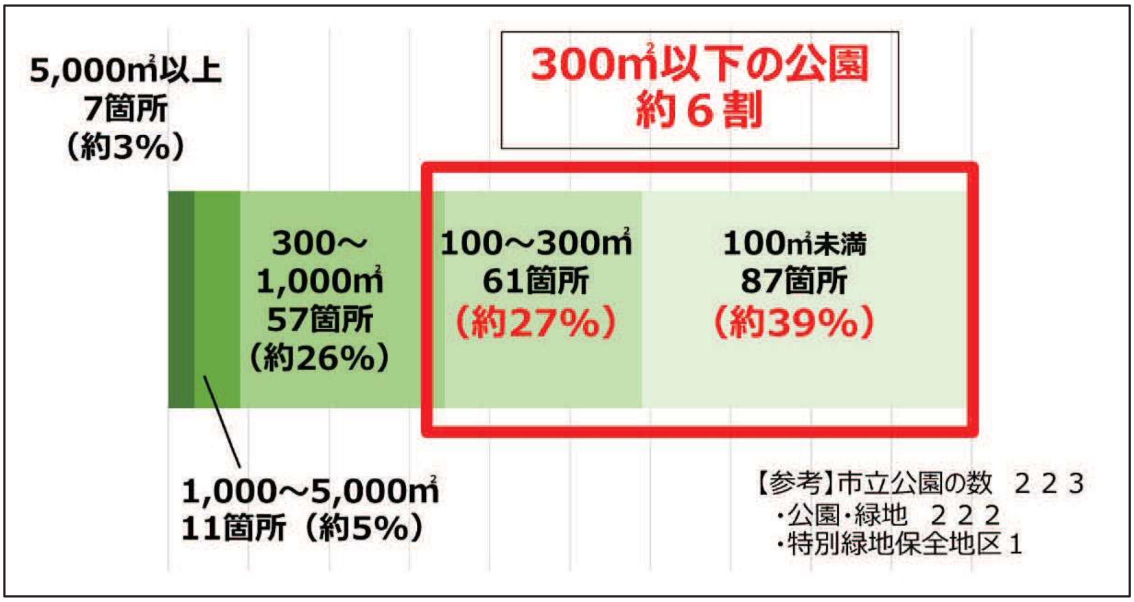

また、３００㎡以下の公園のうち、平成５年以前に設置し供用開始から３０年以上経過した公園が６５箇所（４割以上）を占めており、樹木の老木化や高木化が進んでいる状況である。

⑵　樹木の維持管理の現状

市立公園等の樹木は、限られた予算の中で維持管理しており、剪定の頻度も低く、公園の外に越境した樹木に対する市民等からの要望に対応するため、強剪定をすることも多くなっている。強剪定を繰り返すことで、樹木は弱くなり、剪定した箇所から枯れていくことも増え、支障枝の発生や倒木の危険を高めることとなる。

適切な剪定ができなかったことにより、強剪定費用だけでなく、支障枝の除去費用や最悪のケースでは枯損木により伐採費用等、二重、三重の費用が生じることとなる。

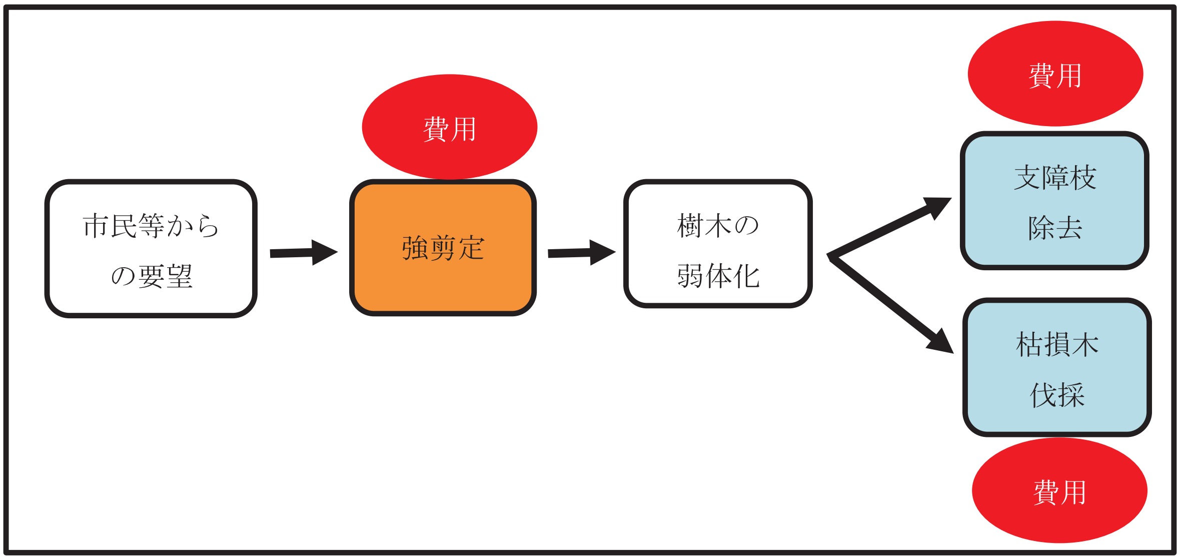

参考）
相模原市公園樹木等維持管理計画（2016, 相模原市環境経済局環境共生部公園課）

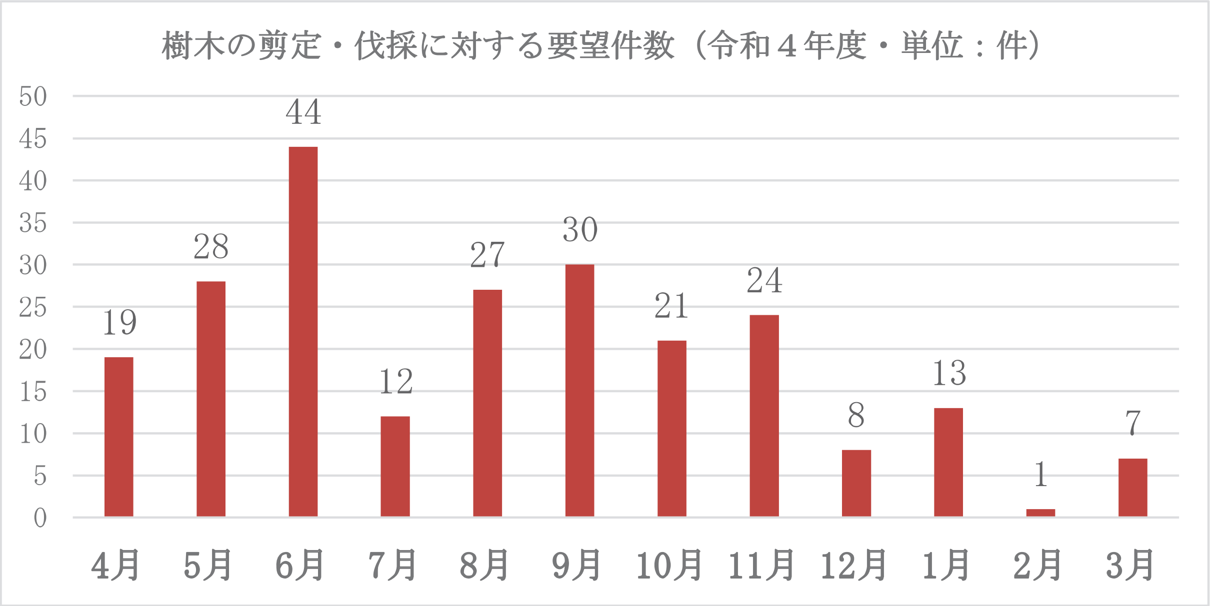

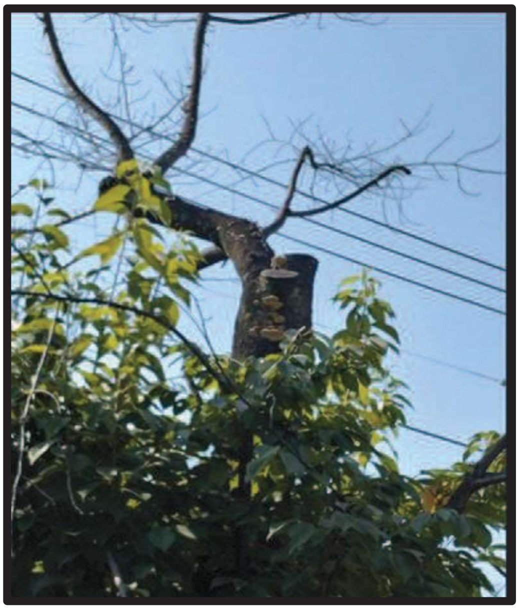

強剪定して枯れた樹木

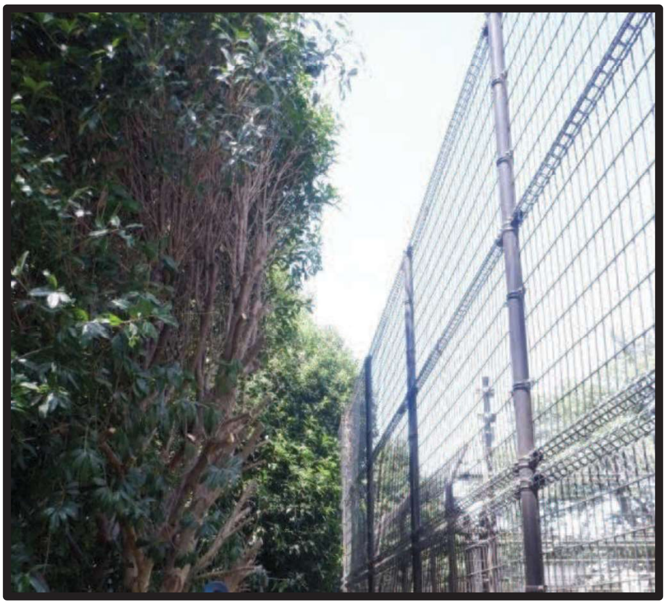

民家に近いためぶつ切りにされた樹木

⑶　樹木の現状

公園設置から３０年以上経過した公園では、生長の早いケヤキ等も多く植栽されており、高木化、老木化が進んでいるとともに、公園の周りを住宅に囲まれた３００㎡以下の小規模な公園に幹周りが１５０㎝以上の樹木が複数存在する等、樹木の生長を見据えた植栽管理が行き届いておらず、樹木が過密化し、弱体化も進んでいる。

公園の規模及び周辺環境に配慮した植栽管理や樹種の剪定が必要となっている。

小規模公園の高木化した樹木

住宅地に越境した樹木

⑷　倒木及びナラ枯れの状況

本市の公園は、住宅街の中にある公園が多く、枯損木などの倒木により、隣接する住宅への被害や道路を通行する車や歩行者への影響など、二次的な被害を生じ、損害賠償責任を負う事例も発生している。また、森林病害虫であるカシノナガキクイムシが樹木を枯死させるナラ枯れによる被害も発生している。

倒木やナラ枯れを未然に防ぐために、日常的な目視による点検、周辺環境へ及ぼす危険を想定した未然の対応が必要となっている。

市立公園等での倒木本数

平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
１１０本 (401,164 円)	０本	２本 (　０円　)	０本	４本 (4,178,400 円)

(　　　)は損害賠償額

公園内での倒木

倒木により道路を塞いだ樹木

市立公園等でのナラ枯れによる伐採及び対策本数

平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
０本	０本	１本（伐採） １本（対策） (157,751 円)	１６本（伐採） (4,015,343 円)	０本

(　　　)は委託費用

ナラ枯れによる被害

ナラ枯れ対策

６　公園のみどりに求められる機能

市内にある公園のみどりは様々な機能を有しており、その機能を効果的に発揮させるためには、機能に応じた適切な維持管理や対策が必要となる。

公園のみどりが有する機能は、下表に示すとおりである。

なお、整理にあたって、みどりに求められる機能の例として、「これからの社会を支える都市緑地計画の展望―人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書―」（2016，国土技術政策総合研究所緑化生態研究室）の下表を参考とした。

図表-1.16 新たな社会的ニーズと対応する緑の機能・役割

分類	社会的ニーズ	緑の価値	緑地に求められる機能の例
環境面	環境共生社会	存在	温室効果ガスの吸収
		存在	ヒートアイランド現象の緩和
		存在	都市における生物多様性の確保
		利用	環境教育，自然とのふれあいの場
		利用	再生可能エネルギーの活用
社会面	安全・安心の確保（防災・減災）	存在	大規模火災発生時における延焼防止
		存在	都市水害の軽減
		存在	津波被害の軽減
		利用	避難地・復旧活動拠点・帰宅困難者支援の場
		利用	災害伝承・防災教育の場
	健康・福祉の向上	利用	散歩，健康運動の場，介護予防
		利用	子どもの遊び場，子育て支援
		利用	緑の景観形成によるストレス軽減，森林セラピー
	地域ｺﾐｭﾆﾃｨの醸成	利用	人の集う場，地域の活動の場(祭りなど)
		利用	コミュニティ（ソーシャルキャピタル）の醸成
		利用	地域の自然観・郷土愛の醸成
経済面	経済・活力の維持	存在	良好な環境・景観形成による不動産価値の向上
		存在	良好な環境・景観形成による都市の魅力・競争力向上
		利用	都市農業の振興（生物資源の生産の場）
		利用	観光振興

みどり・環境に係る機能（環境面）

くらし・社会に係る機能（社会面・経済面）

出典）これからの社会を支える都市緑地計画の展望―人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書―（2016，国土技術政策総合研究所緑化生態研究室）

表　各種みどりに対して重視する機能

対象	主に重視する機能													
	みどり・環境に係る機能				くらし・社会に係る機能									
					防災			健康・福祉		景観		地域活性化		
	温室効果ガスの吸収	ヒートアイランド現象の緩和	生物多様性の確保	環境教育、自然とのふれあいの場	火災時の延焼防止	水害の軽減	避難地等の場	散歩、健康運動の場	子どもの遊び場	良好な景観形成によるストレス軽減	良好な景観形成による地域の魅力向上	地域の活動の場（祭りなど）	コミュニティの醸成	郷土愛の醸成
都市公園	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	○
児童遊園・子供広場		○	○	○	○			○	◎	◎	◎		○	○
緑地・公共緑地	○	○	◎	○	○	○		○		◎	○	○	○	○
滄浪泉園緑地	○	○	◎	○	○	○		○		◎	○			○

※◎は特に重視する機能（各対象最大上位３つ）

7　市立公園等の樹木の目指すべき姿

⑴　住宅都市にふさわしい質の高い樹木

樹木は定期的な剪定や伐採、植え替えが必要である。狭い土地の樹木や、公園、道路など常に人が利用する場所の樹木は、大きくなり過ぎたり、過度に干渉し合っていたり、弱っている場合には、樹木の健全性の確保と人の安全性の確保の両面から、樹木を間引く・再生するなどの措置が必要である。

住宅都市である本市においては、市民の安全な暮らしを守るために、まちなかの樹木をこまめに剪定・伐採するなど適切な維持管理を行い、景観などに配慮したみどりの質を向上させることが必要である。

立派な大木だが損傷しており、倒木による近隣住宅の破壊などの危険性がある。

保全が難しい場合は、感謝をしつつ伐採し新陳代謝を図る。

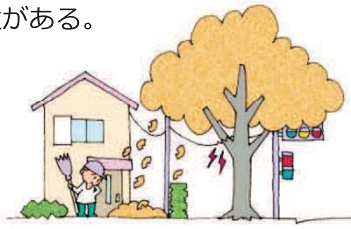

大木が住宅に迫り、枝が電線に接触したり、落ち葉が住宅敷地内に大量に落ちる。

住宅や電線と樹木の間隔がとれるように間伐や枝の剪定を行う。

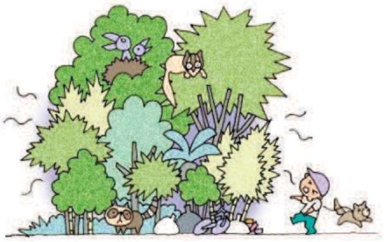

樹木が生い茂り不法投棄の場や外来動物のすみかになっているところもある。

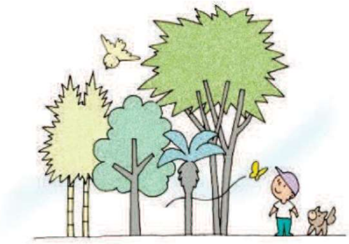

樹木を間引くなど、住宅街と融合する手入れを行う。

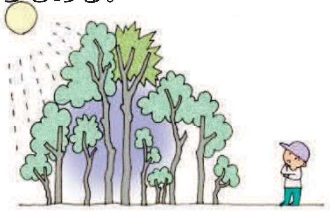

密生して十分に日が届かず生育が悪い。

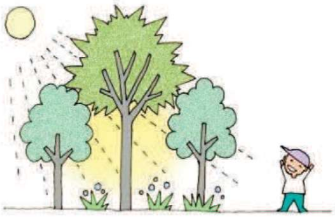

適度に光が入るように、樹木の間隔を保つための間伐や枝の剪定を行う。

⑵　住宅都市における公園樹木のあるべき姿

①　快適な景観の提供

公園内の樹木は、都市の緑化に貢献し、住民に快適な環境を提供する役割を持つ。そのために、樹木の配置や種類の選定を適切に行い、良好な景観を創造する。

②　コミュニティの活性化

公園の樹木の緑陰により、コミュニケーションの場にもなる。公園や広場に植えられた樹木は、地域の人々が集まり、憩いやイベントを楽しむ場を提供する。

③　防災機能

公園内に適切な配置と密度で植えられた樹木は、風速の低下や火災時の延焼防止など、災害からの保護を促す役割を果たす。

⑶　住宅都市における緑地樹木のあるべき姿

①　生物多様性の促進

緑地にある樹木は生態系にとって重要な役割を果たす。さまざまな生物の生息地や食物連鎖を支え、生物多様性を促進し、鳥や昆虫などの生物が生息できる環境を提供する。

②　快適な住環境の提供

緑地の樹木は夏季や都市熱による地球温暖化の影響を和らげる効果を持つ。

③　心身の健康促進

みどりとの接触は心身の健康に良い影響を与える。緑地に囲まれた環境では、ストレス軽減やリラックス効果が期待できる。

住宅都市の市立公園等における樹木は、住民の健康に大きな影響を与え、心地よい住環境を提供する。そのため、良好な環境の保全に努める必要がある。

8　市立公園等の樹木の管理の基本方針

⑴　中・長期的な視点での適正な管理

市立公園等の樹木管理において、中・長期の視点で考えると以下のような項目が挙げられる。

①　樹木の健康管理

樹木の定期的な点検と状態監視を行い、健康状態や成長状況を把握する。必要に応じて、適切な剪定や施肥、病害虫の予防対策を実施し、樹木の長寿命化を図る。

②　樹木の成長予測と剪定計画

樹木の成長予測を行い、中・長期的な剪定計画を立てることで、良好な景観を維持すると同時に、周囲の建造物や歩行者、通行車両への影響を最小限に抑えることができる。成長に合わせた剪定を行うことで、安全かつ良好な状態を保つことができる。

③　樹木の継続的な管理と更新

樹齢の高い樹木や老朽化が進んだ樹木は、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて伐採・植替え・新たな樹木の植栽などの管理・更新を行う。これにより、公園内の樹木環境を良好な状態を保つことができる。

⑵　市立公園等の種別毎の樹木管理目標

市立公園等の種別毎の樹木管理目標は以下のとおりとする。

①　都市公園、児童遊園・子供広場

子どもの遊び場、地域の活動の場、良好な景観形成を目指した管理を目標とする。

（方針１）都市環境を良好に保つよう健全に育てる。

ア　ヒートアイランド現象の緩和

葉の蒸散作用や緑陰形成により、地表面温度の上昇を抑えるよう、自然樹形で育てる。

（方針２）災害等から住民を守れるよう自然樹形で育てる。

ア　火災の延焼防止

放射熱の吸収等による火災の延焼防止、避難場所を確保するよう外周植栽を健全に育てる。

イ　強風時の樹木事故防止

強風でも折れない枝、倒れない樹木を目指した剪定を行う。

ウ　熱中症、日射病の防止

夏の強い日差しから利用者を守るよう、自然樹形で育てて緑陰をつくりだす。

（方針３）誰もが安心・安全に利用できるよう植栽空間の特性を踏まえて管理を行う。

ア　防犯性の向上

見通し良い樹冠下で、安心して安全に利用できる空間を提供する。

イ　公園の部位に応じた管理

見通し確保や緑陰提供など、公園の部位（出入口、園路、遊び場等）に応じた植栽管理を行う。

ウ　樹木点検、診断

空間管理の視点から樹木の点検・診断を行い、枯れ枝、下枝の除去や間引き、樹勢回復等を行う。

②　緑地・公共緑地、滄浪泉園緑地

生物多様性の確保、良好な景観形成を目指した管理を目標とする。

（方針１）都市環境を良好に保つよう健全に育てる。

（方針２）災害等から住民を守れるよう、自然樹形で育てる。

（方針３）誰もが安心・安全に利用できるよう植栽空間の特性を踏まえて管理を行う。

（方針４）生きものの生息空間、生物多様性の向上を意識した管理を行う。

ア　生きもの生息環境の維持、創出

多様な植栽で構成される公園ならではの特性を活かし、昆虫や鳥等の生息に配慮した管理を行う。

イ　外来種、実生木等の除去

他の植物を被圧するような外来種、実生木等を除去する。

9　市立公園等の樹木の具体的な管理方法

⑴　樹木の健全性及び地域住民の安全性の確保を踏まえた樹木管理

これまで樹木の維持管理は要望や危険性があるものから順に処置等の対応をしていたが、今後は樹木の健全性及び地域住民の安全性の確保の観点から、日常的に点検や剪定等の予防的な樹木管理を行う。

⑵　点検の種類と内容

①　日常点検

現地調査やパトロール時に実施する。点検内容は、目視により変位や異常にかかる状況を把握するもので、点検項目としては以下の内容を実施する。

ア　折れ枝、枯れ枝

イ　越境枝

ウ　キノコの有無

②　定期点検

点検頻度を定め、定期的に行われる点検で、点検により変状、異常が確認された樹木はシートへ記録し、同時に樹木全景を観察し、健全度を判定する。健全度に応じ経過観察か伐採等の対応を図る。

点検項目については、日常点検の項目に加え、以下の項目とする。

ア　深植え

イ　空洞・腐朽

ウ　打診音

エ　樹木の揺れ・傾斜

定期点検により変状や異常のあった樹木は、樹木全体を見て樹形や活力等による健全度を判定した対応を実施する。

●健全度判定別の対応区分

健全度	対　　応				
	対応方針	異常なし	経過観察 (中・長期対応)	異常箇所の 処置	伐採等
	具体的な 対応方針	対応なし	日常点検にて 継続的に観察 状況に応じて 剪定、施肥等	剪定、樹皮保護 状況に応じて 伐採	伐採。 必要に応じて更新
A	健全	●			
B	経過観察		●	●	
C	注意			●	●
D	危険				●

⑶　公園・緑地の部位別の剪定の考え方

部位別に求められる役割や留意する内容が異なるため、以下のとおりとする。

①　出入口

出入口の視認性、見通しを確保するよう、防犯の観点より、死角を極力排除するように見通しを遮る中・低木は樹高を低く抑え、高木は下枝を除去する。

②　園路

通行や見通しに支障が生じないよう園路沿いの中・低木は樹高を低く抑え、高木の下枝除去、間引きを行う。

③　遊び場

子どもの目線を遮ったり、死角が生じている中・低木は樹高を低く抑え、高木の下枝除去を行う。木陰の下で安全に遊べるよう、自然樹形での育成、枯れ枝の除去を行う。

④　敷地境界

隣地への支障、生活環境を確保する視点で管理を行う。日当たりや風通しを阻害している樹木、大木化した樹木の抑制（間引き）、越境枝の除去を行う

⑷　剪定の時期

剪定の適切な時期としては、樹種やその樹木の状態にもよるが、一般的には台風前の７～９月（夏季剪定）と休眠期（剪定が樹木の生育に大きな影響を与えない時期）の１２～３月（冬季剪定）の２回である。剪定にあたっての基本的な考え方は以下の通りとする。

①　サクラ、ケヤキ等の落葉樹の剪定は、新緑が出そろって葉が固まった７～８月頃と落葉期とする。

②　シラカシ、キンモクセイ等の常緑樹は、春の新芽が伸びて成長が休止する５～６月頃と休眠期前の９～１０月頃とする。

⑸　剪定の種類と方法

剪定の種類としては、以下のものが挙げられる。

①　基本剪定

密生した枝や不必要な枝を除去して樹形の骨格をつくるために行う。剪定方法としては、樹種や樹木の状態にもよるが、樹形全体のバランスを考慮しながら、枝おろし、枝透かしなどある程度大きく剪定する。

②　軽剪定

樹冠の整正、込みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的に行う。剪定方法としては、枝葉の量を減少させるための切詰めや枝透かしが主体となり、樹形の骨格をつくるような必要以上に大きい剪定は行わない。

剪定の方法としては、以下のものが挙げられる。

①　枝おろし

一般に、のこぎりを用いて太枝を切り取ることをいう。太枝の剪定は、樹形や樹勢に与える影響が大きいことから、樹木の状態や将来の樹形を十分考慮しながら行う。留意点としては、切った枝のつけ根が裂けないように、枝の下側にあらかじめのこぎりでひき目を入れた後に切り落とす。また、腐朽菌等の侵入を防止するよう必要に応じ、切断面に防腐処理を施す。

②　枝透かし（枝抜き）

枝透かしは、混み過ぎている枝を間引く剪定で、枝抜きともいわれる。樹形を美しく形成するうえで不必要な枝を切り取る。切り取る位置は不要な枝の付け根からとする。また、太枝の剪定等においては、腐朽菌等の侵入を防止するよう必要に応じ、切断面に防腐処理を施す。

③　切返し

切返しは、樹冠を縮小する場合及び樹形から飛び出した枝や剪定瘤ができて見苦しくなった枝を新しい枝に切り替えて更新するために行う。適正な切返し剪定を行うことにより、枝の自然な姿を維持したまま樹形の縮小や作り直しをすることができる。方法としては、長い枝の途中から分岐した短い枝を残し、その枝の付け根から切り取る。

④　切詰め

切詰めは枝を途中で短く切り詰める剪定のことをいい、枝が途中で切り除かれるため、違和感を与える姿になりやすいので、将来の樹形を十分に考慮し、剪定する

資料８

子どもの遊び場等整備事業の実施について

１　事業目的

障がいのある子や外国にルーツのある子など様々な背景を持ったあらゆる子どもが一緒に遊べたり、楽しく過すごせる公園づくりを進めていくために、令和５年度から子ども等などからワークショップやＷＥＢアンケートを通じて幅広く意見を聴き、整備事業を進めている。

２　プロジェクト名称・事業コンセプトについて

事業の普及啓発及び推進を図るため、プロジェクト名称及びコンセプトを作成し、委託事業者がＷＥＢサイト及びインスタグラムを活用して、情報発信をしている。

⑴　プロジェクト名称

小金井みんなの公園プロジェクト「play here」

⑵　事業コンセプト

ここで遊ぼう。
なにげないけど大切な体験を重ねる。
ちょっとした気晴らしや息抜きをする。
約束なしに集うことができる。
思いも寄らない出会いがある。
身近な公園は、本来その舞台です。

ここで遊ぼう。
それを願えど叶わない子どもたちがいます。
人と関わることが苦手。からだが思うように動かない。
だから、公園に行けない。行かない。
遊びたい気持ちをくじかれている子どもたちがいます。
でも、身近な公園は本来、誰にでもひらかれている場所です。

ここで遊ぼう。
人と関わることが苦手。
でも、動物や昆虫や植物と関わることが好き。
からだが思うように動かない。
でも、こころは躍動している。
遊びは、ものごとの多面的な捉え方をもたらしてくれます。

ここで遊ぼう。

これは、小金井を、誰もがその想いを実現できるまちにしていくためのプロジェクトです。

未来というもののなかには、贈りもののようにして
生まれていくものがあるように思います。
だから、より良い未来というものは、
新しくて、どこかなんだか懐かしい。

ああ、あれはよかったな。
振り返ってみて腑に落ちる、大切にすべき体験。
形は変われど、想いは変わらず、引き継がれていくような経験。

playには、「遊び」以外にも「再生」という意味があります。

こどもたちのしあわせを想いながら、遊び場を整えていくことで、この地域に根ざすおとなたちが、大切にし合いたいことを思い起こしていく。

play hereという言葉には、そのような願いも込められています。

わたしたちが呼び起こし、再生すべきこと。それはきっとたくさんあるはずです。

⑶　情報発信

ア　ＷＥＢサイト　https://playhere.site/

イ　インスタグラム https://www.instagram.com/play_here_koganei/

３　事業内容

⑴　令和６年度

ア　市民・関係団体・支援施設等へのヒアリング

イ　ＷＥＢアンケート調査

ウ　菜園等の設置検討・配置設計

エ　菜園等の整備（梶野公園）

オ　インクルーシブ遊具の試験設置・ワークショップ（栗山公園）

カ　インクルーシブ遊具の配置設計

⑵　令和７年度

ア　インクルーシブ遊具の整備（栗山公園・三楽公園）

イ　菜園の整備（三楽公園）